

美作市上下水道事業経営審議会（第1回）会議録

日 時 令和4年8月22日（月曜日）
午前10時00分から午前11時00分まで

場 所 美作市民センター2階研修室（美作市栄町35）

出席者 【委員】12名（五十音順、敬称略）

・[REDACTED]
・[REDACTED]
・[REDACTED]
・[REDACTED] (会長)
・[REDACTED]
・[REDACTED]
・[REDACTED]
・[REDACTED] (副会長) (代理出席:[REDACTED])
・[REDACTED]
・[REDACTED]
・[REDACTED]
・[REDACTED]

【美作市】

・美作市長	萩原 誠司
・都市整備部部長	森元 浩之
・水道課課長	菊池 広幸
・水道課課長補佐	中村 芳道
・水道課庶務係長	宿野 典子
・水道課工務係長	山本 貴弘
・下水道課課長	中谷 雅律
・下水道課庶務係長	藤澤 芳憲
・下水道課工務係長	小林 寛之
・下水道課主事	石橋 巧也

傍聴者 0人

次 第

1. 委嘱状交付
2. 開 会
 - (1) 市長あいさつ
 - (2) 委員紹介及び事務局紹介
 - (3) 会長及び副会長の選出について
3. 議 事
 - (1) 水道事業及び下水道事業の現状と課題について
 - (2) 上下水道事業経営審議会の今後の審議事項について
4. その他
5. 閉 会

配布資料

- ・第1回美作市上下水道事業経営審議会次第
- ・資料一 1 委員名簿・座席表・審議会スケジュール（案）
- ・資料一 2 美作市上下水道事業経営審議会規則
- ・資料一 3 水道事業（第1回資料）
- ・資料一 4 下水道事業（第1回資料）
- ・資料一 5 水道事業経営戦略
- ・資料一 6 下水道事業経営戦略

会議録

1. 委嘱状交付

事務局 ただいまから、第1回美作市上下水道事業経営審議を開催いたします。本審議会は、出席者が過半数に達しているため、美作市上下水道事業経営審議会規則第6条第3項により、会議が成立していることを報告いたします。

はじめに、美作市上下水道事業経営審議会の発足にあたり、委嘱状の交付を行います。委嘱状は、市長から手渡しで交付させていただくべきところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、あらかじめ机の上に置かせていただきましたので、お受け取りいただきますようお願いいたします。

2. 開 会

(1) 市長あいさつ

萩原市長 美作市の上下水道の問題支援あるいは枠組みの整理については、合併

初に一定の方向性が決められています。言うのは簡単ではありますが、市民の理解を得ながら進める事は相当に困難であります。これを念頭にここ数年間、当市の上下水道事業では、様々な改革を行って参りました。

特に下水道事業については、緻密な計画を策定し、処理場の統廃合を進めています。また、水道事業においては、バラバラだった料金体系について上水道と簡易水道の2種類に統一しました。合併時の取り決めでは、市内統一をすることとされておりましたが、単純な料金改正を行うのではなく、様々な努力をしたうえで市民の皆様にお願いすることが妥当であると考え、ここに至っております。

まだまだやることはたくさんあるため、今後の上下水道事業のあるべき姿について委員の皆様に、十分ご審議いただきたい。

なお、中山間地域における当市上下水道事業は、都市部と異なり人口密度が低いため、相当に負担が高くなっています。例えば下水道事業の高資本費対策経費については、国に対し、様々な形で制度の改正を求めていかないといけません。水道にしても同じ状況であり、制度として国のサポートがもう少しあっても良いのではないかと思っております。そのあたりについてもぜひ委員の皆様には、ご意見を賜りたい。

最後に、この度はお忙しい中お越しいただいたこと、感謝申し上げます。

(2) 委員紹介及び事務局紹介

事務局 委員 12名および事務局を紹介（別紙資料一1を参照）。

審議会の設置目的についてご説明いたします。水道事業及び下水道事業の効率的な経営を図るため、委員の皆様の幅広い意見を取り入れることにより、事業の客観性・透明性を高めるとともに、市民の視点に立った経営・事業運営を行うことを目的として、美作市上下水道事業経営審議会を設置するものでございます。

委員の皆様におかれましては、審議会設置の趣旨をご理解いただき、忌憚のないご意見をいただければと思います。

(3) 会長及び副会長の選出について

事務局 本審議会規則第5条の規定により、本審議会の会長・副会長の選出に移ります。会長・副会長の選任は委員の互選となっておりますが、いかが取り計らいましょう。

委 員 事務局案はありますか。

事務局 事務局案とのお声をいただきましたが、よろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

事務局

それでは、事務局案として会長に [REDACTED] 委員、副会長に [REDACTED] 委員を推薦させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委 員

異議なし。

事務局

承認をいただきましたので、[REDACTED] 会長、[REDACTED] 副会長にはお引き受けいただきますようお願ひいたします。

会 長

本審議会がスムーズに進むよう努力して参りたいと思います。何卒よろしくお願ひします。

それでは議事に入りたいと思います。本日の傍聴希望者はいらっしゃいませんが、本審議会は議事の公開が原則となっています。予めご承知おきください。

3. 議 事

(1) 水道事業及び下水道事業の現状と課題について

会 長

それでは、議事の(1)について、事務局から説明をお願いします。

○水道事業

事務局

第1回資料により水道事業について、説明をいたします。

①水道事業の種類ですが、水道事業は上水道事業と簡易水道事業があり、上水道事業は給水人口が5,000人を超えるものをいい、簡易水道事業は給水人口が100人を超えるものをいいます。

②水道事業の基本的な役割は、水道施設を計画的に整備し、清浄な水を安定・安価で供給することにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することにあります。

③水道事業の経営主体は、水道法において原則として市町村が経営することとされています。

④地方公営企業とは、地方公共団体が、水道や病院など住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業のことを地方公営企業といいます。

⑤独立採算制とは、一般行政事務に要する経費が税金によって賄われるのに対し、地方公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持されます。

⑥地方公営企業の経営の基本原則とは、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければなりません。

2ページ(2)の美作市水道事業の現状と課題ですが、①水道事業の

概要は、美作市は上水道事業と簡易水道事業の2事業が有り、美作市上水道事業は、美作地域（昭和51年4月給水開始）、作東地域、英田地域の水道施設をもって創設（事業認可）され美作市水道事業会計として運営を始めました。

また、美作市簡易水道事業は、13簡易水道（勝田1カ所、大原8カ所（昭和59年9月給水開始）、東粟倉4カ所）で事業を行い、美作市簡易水道特別会計として運営を始めました。

美作市上水道事業は、計画給水人口、35,000人、計画一日最大給水量は20,300m³として、認可されました。

美作市簡易水道事業は、13簡易水道として運営してきましたが、平成22年7月に大原地域の8簡易水道を統合した大原簡易水道として認可され、計画給水人口3,853人・日最大1,839m³の大原街浄水場を拡張整備して平成25年4月から給水しております。また、東粟倉地域も4簡易水道を統合する計画が平成24年3月に認可され、平成28年度給水開始しております。勝田地域については、平成14年3月に勝田簡易水道として認可されて、勝田全域に給水しております。

②水需要の推移についてですが、水需要の動向が事業運営に大きく影響を及ぼします。今後の使用量は人口の減少に加え節水意識の向上や節水型トイレ・洗濯機など節水機器の普及などの影響により減少が続くものと予測されます。

図1は有収水量の推移を表とグラフで示しています。有収水量とは実際にご家庭や会社で使われた水量のことと言います。

4ページの図2は、給水人口の推移を表とグラフで示していて、有収水量、給水人口共に年々減少しています。

③経営状況についてですが、有収水量は、年々減少しています。これは人口減少や節水意識の高まり、節水機器の普及の影響で水道の使用量が減少していることによるものです。また、経費の削減、有収率の向上などの取組みと水道水の安定供給を図りながら健全で効率的な事業運営に努めてきました。今後も、人口減少社会を迎えて使用水量が減り、さらに収入が減少する一方、施設が老朽化し、更新、維持していくため費用が増えることが見込まれます。

④水道事業の経営統合についてですが、上水道事業は、地方公営企業法を適用し経営しています。簡易水道事業についても地方公営企業法の適用事業として令和2年度から経営統合し、美作市水道事業会計で運用しています。

⑤水道料金及び加入負担金の単価ですが、上水道地域の美作、作東、

英田地域は6 m³までの税込の基本料金が1,254円で、超過料金、1 m³につき209円です。統計等でよく使われる使用料20 m³の参考値としましては4,180円になります。簡易水道地域の勝田、大原、東粟倉地域は税込の基本料金6 m³までが1,056円で、超過料金、1 m³につき148.5円です。同じく使用水量20 m³の場合で3,135円になります。次に加入負担金ですが、住宅などを建設されたときに一般的な家庭では13mmの加入が多くなっています。13mmの加入負担金が110,000円となっており、口径に応じて増額となっています。

7ページ⑥の本市の水道事業についてですが、図3に給水区域を示しています。ほぼ、旧町村単位が1つの区域となって、6つの区域が存在しています。

8ページの水道施設の概要ですが、美作市の給水区域内は、それぞれに有る浄水場で水を作り、配水池から配水管を経由して、ご家庭などに水道水を届けています。下表はそれぞれの区域の浄水場と施設能力を表示しています。

②浄水処理についてですが、各浄水場では河川の表流水及び伏流水又は地下水を使用し、細かな砂や濁りを取り除く処理工程を経て、塩素による消毒を行い、飲料に適した水道水を作っています。

③配水池から家庭までについてですが、浄水場で作った水道水は、送水管を通って配水池に送られ、そこから自然流下式で配水管を通って各家庭などへ送られています。

9ページに業務量の推移を表しています。

図4に上水道の使用料1か月20 m³あたりの岡山県内市町村の比較をグラフにしています。同じく図5に簡易水道の使用量比較をグラフにしています。

図6及び図7に企業債の推移をグラフにしています。上水道事業では近年企業債の発行はありません。起債残高についても徐々に減っている状況で、令和10年には完済という予定になりますが、建設時の起債が40年をかけて徐々に減っているということは、施設の老朽化が進んでいるという風にも読み取れると考えています。また、簡易水道事業については赤色のグラフが起債を発行した額でございます。残高についてはたくさんございますが、大原地域の統合や、東粟倉地域の統合ということで施設が新しいということを表しています。企業債残高についても、徐々に減っていくことになりますが、施設更新時に企業債を借り入れれば残高は増えますので、こういう繰り返しになるという風に考えています。

12ページの図8は水道課の組織図です。水道課は美作浄水場内に有

ります。水道課職員は 10 名、会計年度任用職員が 2 名、水道課では夜勤がありますので、宿日直員の方が 4 名います。総合支所 5 つの支所に各 1 人水道担当者ということで配属しています。実質 15 人で 6 つの浄水場の運転管理と、100 を超える配水池やポンプ場の維持管理について毎日努力しています。

⑦美作市水道事業の財政状況の水道財政の仕組みについてですが、水道事業は地方公営企業法及び地方財政法に基づいて運営を行っている地方公営企業です。これらの法律では、事業の運営に必要な経費は事業の運営によって得られる収益で賄うこととされています（独立採算の原則）。美作市水道事業の上水道事業ではこの原則に基づき、設備投資や施設の維持管理などの経費をはじめ、借入金の元利償還も含め経営に要する経費は、水道料金と過去に留保された内部留保資金を充てて事業運営を行っていますが、簡易水道事業では水道料金だけで全ての経費を賄えておらず、一般会計からの繰入金に頼っている現状です。

①収益的収支と資本的収支についてですが、水道会計では収益的収支と資本的収支に分けられます。収益的収支は水道水を作り、ご家庭などに送り届けるための費用と収益です。主な収入としまして給水収益、受託工事収益、その他の営業収益、受取利息です。主な支出としまして委託料、修繕費、動力費、薬品費、通信費、減価償却費等です。資本的収支は水道施設を整備、拡充するための支出と収入です。主な収入としまして出資金、企業債の収入、補助金等です。支出としまして建設改良費、企業債償還金です。

図 9 に一般的な地方公営企業の収支が解る相関図を載せています。

15 ページに令和 4 年度予算を記載しています。この数値を元に図 10 に財源構成を表示しています。収益的収支は水を作る費用、減価償却費などの費用に対して、財源として水道料金で全てを賄えれば良いのですが、現状は賄えていない状況です。資本的収支は建設改良費や企業債の償還金に対して、企業債の借入金や一般会計からの繰入金等を財源に充てていますが、それでも賄えない部分については減価償却費の現金を伴わない部分と留保資金を充てているという状況です。なかなか中山間地域ということで、一般的に示される様な営業形態というのは困難な状況にあります。

水道事業については、以上でご説明を終わります。

○下水道事業

事務局 4 ページについて本市の下水道事業は、平成元年 3 月 23 日に美作処

区の供用開始をかわきりに整備を進めてきました。その後、平成 17 年 3 月 31 日、勝田町、大原町、東粟倉村、美作町、作東町、英田町が合併し美作市となり、公共下水道事業（公共）、特定環境保全公共下水道事業（特環）、農業集落排水事業（農集）、小規模集合排水処理事業（小規模）、個別排水処理事業（個別）、特定地域生活排水事業（生排）の 6 つの事業を実施しています（表 1）。

平成 24 年度に下水道事業の面整備が終了し、令和 3 年度末の浄化槽を含めた汚水処理人口普及率は 98.87%、水洗化率は 90.03% となっています（図 4）。

5 ページは、普及率・水洗化率の推移のグラフです。

6 ページは、下水道施設の一覧です。令和 3 年度末の集合処理形式の汚水処理施設は 23 施設です（表 2）。事業として公共 2 施設、特環 8 施設、農集 11 施設、小規模 2 施設の合計 23 施設です。

7 ページは、下水道処理区域図です。赤色部分は公共事業、青色が特環事業、緑色が農集事業、黄色が小規模事業です。

8 ページは、施設統廃合計画です。施設規模適正化による施設更新費用削減のため、処理区の統廃合を進めています。最大 27 施設あった汚水処理施設は、令和 3 年度末時点で農業集落排水施設（中尾上相、豊田、平福）と小規模集合排水処理施設（吉）の 4 施設の統合が完了し、23 施設となっています。事業計画に基づき令和 9 年度末には、14 施設となる見込みであり、最終的には 13 施設を目指しています（図 6）。

9 ページについて下水道使用料は、基本料金と超過料金から構成される二部使用料制を採用しています（表 3）。平成 28 年 10 月に使用料改正を行い、市内全域統一料金となっています。現行の下水道使用料（税抜き）は、使用水量にかかわらず基本料金が 6 m³まで 900 円、基本水量を超過した水量に応じていただく超過料金が 1 m³あたり 145 円です。なお、（2）用途別や水量段階別などの料金設定は行っていません。

（3）水道水以外の水を排除した場合は、水道水以外の使用水量を加えた使用水量により算定します。この使用水量が不明な場合は、表 4 のみなし使用水量によります。井戸水等のみ単独の場合 1 人あたり 6 m³とみなし、井戸水等および水道と併用の場合 1 人あたり 3 m³が水道水の使用量に加算されます。

（4）使用料水準（1か月 20 m³）は、県内市町村の平均程度 3,223 円であり、県内 27 市町村のうち、13 番目です（図 7）。

10 ページについて、（5）使用料水準に関しては、総務省通知（公営企業の経営に当たっての留意事項について、H26.8）において、下水道

事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として月3,000円／20m³を前提として行われてることとされています。

⑥経営状況については、人口減少などの影響で下水道使用料収入は年々減少しています（図8）。また下水道使用料による独立採算経営が原則ですが、一般会計からの補助金等で賄われて運営しているのが現状です（図9）。

企業債は毎年約16億円償還しており、残高は令和3年度末で約138億円です（図10）。ここ数年更新事業実施が少なかったこと及び償還終了などにより残高は減少していますが、今後の統廃合や老朽化した施設の更新事業実施により、長期的には再び残高は増加してくるものと思われます。

また、令和2年度決算における県内自治体の有収水量1m³あたりの使用料収入「使用料単価」と、有収水量1m³あたりの汚水処理に要する経費「汚水処理原価」は図11のとおりで、県内下水道事業実施団体と単純に比較すれば平均的な水準であるといえますが、使用料単価（153.41円）と汚水処理原価（242.34円）の差（88.93円）があることから、汚水処理に要する経費を使用料収入で賄えていない状況です。

経営を安定させ下水道サービスを持続的に提供していくため、一般会計からの補てんや使用料収入の減少などについて、今後どのように対応していくべきか検討が必要です。

13ページについて、下水道課は12人で構成されています。支所3人は、各総合支所（5支所）のうち下水道会計が人件費を負担している人数でございます（図12）。

⑧受益者負担金分担金について、下水道事業に係る受益者負担金及び分担金の額は表5（p.16）のとおりです。市町村合併前の金額から変わっておらず、算定の考え方（受益地面積による算定・公共ますの数による算定）やその金額が場所により異なります。面整備の完了、そして市町村合併から年月が経過したことなどを考慮し、市内全域の統一を検討する必要があります。

（16ページ正誤表及び表5 受益者負担金及び分担金は、表により説明した。）

下水道事業について、以上でご説明を終わります。

会長 ただいま事務局から「水道事業及び下水道事業の現状と課題」の説明について説明がありました。

今の説明をお聞きになって何か質疑があればぜひ出していただきたいと思います。

ます、水道事業について質疑はございませんか。

(質疑なし)

会長 つづいて下水道事業について、質疑はございませんか。
(質疑なし)

(2) 上下水道事業経営審議会の今後の審議事項について

会長 質疑無しのため、次の議事に移ります。それでは、続いて(2)上下水道事業経営審議会の今後の審議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料1の4枚目に添付している今後のスケジュールについてご説明いたします。本日8月22日第1回目の審議会において、委嘱状の交付並びに会長副会長の選出、上下水道事業の現状と課題について説明を実施しました。第2回目を令和4年11月中旬、第3回目を令和5年2月中旬の予定としており、第2回第3回の中で、この度諮問する議題について審議いただきたいと考えています。第4回目を令和5年6月に開催し、本審議会は全4回を計画しています。ただし、審議の内容によっては、追加する場合がございます。最終的に第4回目で答申案について協議いただき、令和5年9月定例会にて、上程したいと考えております。なお、次回の開催日については、決まり次第ご案内いたします。

つづいて、今後の審議事項についてご説明いたします。水道事業については、先ほど説明を行いましたが、計画給水人口と給水人口の開きが17,600人と計画値より大幅に減少しています。給水収益についても4年前と比較し、4,700万円減収しています。また、簡易水道事業についても毎年約100万円の減収傾向にあり、水道事業の今後の経営に危機感を抱いております。直近の水道料金改定は平成28年に、上水道事業エリア、簡易水道エリアでの統一は行われたものの、市内全体の料金統一はできていない状況です。

今後水道施設の更新時期を控え、施設の再編等を図り、維持管理費の低減に努め、水道事業の経営の安定と安心安全な水道の供給を持続して行わなければなりません。使命感と地域間の格差是正のためにも、料金統一について検討する必要があり、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

つづいて下水道事業についてご説明いたします。下水道事業の面整備は平成24年に完了していますが、ご説明したとおり受益者負担金分担

金の取扱いについては、旧町ごとに異なり、合併前の考え方が現在も使用されています。合併協議会の協定書では、合併後新市において、統一を図るとされておりましたが、現在に至るまで統一できていない状況です。町村合併から既に17年が経過しており、受益者負担金分担金の統一を検討する必要があり、委員の皆様から幅広いご意見をいただきたいと思っております。

以上で今後の審議事項について、説明を終わります。

会長 事務局から、今後の審議会スケジュール及び審議内容について説明がありました。

質疑はございますか。

(質疑なし)

4. その他

会長 それでは、次第の4に移ります。最後に事務局より、なにか連絡事項等あれば、よろしくお願ひします。

事務局 連絡事項といたしまして、先ほど今後の審議事項の中でも申し上げましたが、次回開催を令和4年11月中旬に予定しております。開催日が決まりましたら、追って連絡させていただきます。

5. 閉会

会長 以上で、本日の美作市上下水道事業経営審議会を閉会させていただきます。

美作市上下水道事業経営審議会（第2回）会議録

日 時 令和4年11月18日（金曜日）
午後1時30分から午後3時10分まで

場 所 美作市民センター3階大研修室（美作市栄町35）

出席者 【委員】9名（委員総数12名 五十音順、敬称略）

・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED] (会長)
・ [REDACTED]
・ [REDACTED] (副会長)
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]

【美作市】

・ 美作市副市長	春名 利亮
・ 都市整備部部長	森元 浩之
・ 水道課課長	菊池 広幸
・ 水道課課長補佐	中村 芳道
・ 水道課庶務係長	宿野 典子
・ 水道課工務係長	山本 貴弘
・ 下水道課課長	中谷 雅律
・ 下水道課庶務係長	藤澤 芳憲
・ 下水道課工務係長	小林 寛之
・ 下水道課主事	石橋 巧也

傍聴者 0人

次 第

1. 開 会
 - (1) 会長あいさつ
2. 議 事
 - (1) 下水道事業：受益者負担金・分担金の統一について
 - (2) 水道事業：水道料金の統一について
3. その他
4. 閉 会

配布資料

- ・第2回美作市上下水道事業経営審議会次第
- ・第2回美作市上下水道事業経営審議会座席表
- ・資料一 1 下水道受益者負担金・分担金統一について
- ・資料一 2 下水道受益者負担金・分担金関係法令(抜粋)
- ・資料一 3 上水道区域及び簡易水道区域の水道料金統一に関する資料
- ・資料一 4 上水道料金及び簡易水道料金について

会議録

1. 開 会
 - (1) 会長あいさつ

事務局 ただいまから、第2回美作市上下水道事業経営審議を開催いたします。

本日、[]委員、[]委員、[]委員は欠席の連絡をいただいております。委員12名のうち、9名の出席でございます。

本審議会は、出席者が過半数に達しているため、美作市上下水道事業経営審議会規則第6条第3項により、会議が成立していることを報告いたします。

開会に先立ちまして、春名副市長より、[]会長へ諮問書を提出させていただきます。

春名副市長 美作市上下水道事業経営審議会[]様、美作市長萩原誠司。
上水道区域及び簡易水道区域の水道料金統一に関する調査諮問。
美作市上下水道事業経営審議会規則第2条に基づき、次の事項について、貴審議会の意見を求めます。
1. 上水道区域と簡易水道区域の料金統一について。

次に下水道受益者負担金及び分担金の統一に関する調査諮問。

美作市上下水道事業経営審議会規則第2条に基づき、次の事項について、貴審議会の意見を求める。

1. 下水道受益者負担金及び分担金の統一について、以上2件でございます。2件とも市民生活に直結する重要な料金かと存じます。審議会において、ぜひとも慎重な審議をいただき、適正な判断を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

会長

のことでございます。いつもお世話になっております。副市長がおっしゃいましたとおり、水道料金及び下水道受益者負担金分担金は、市民生活に直結するお話でございますので、慎重に審議させていただければと考えております。委員の皆様は何卒よろしくお願ひします。

事務局

ありがとうございました。ここで春名副市長は公務のため退席させていただきます。

2. 議事

(1) 下水道受益者負担金・分担金の統一について

事務局

これより議事に移りたいと思いますが、事務局からのお願いでございます。議事の記録のために、発言の際はマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは、ここからの進行については、審議会規則により、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

会長

それでは、議事に従いまして、議事の一つ目であります、下水道事業受益者負担金分担金の統一について、下水道課の方からご説明いただきます。

中谷課長

失礼します。下水道課課長の中谷と申します。委員の皆様にはお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。プロジェクターで映す内容につきましては配布している資料1と同じ内容でございます。どちらかでご確認いただきますようお願いします。

2ページをご覧ください。

1. 制度概要、2. 受益者負担金分担金の現況、3. 制度統一に向けた検討、以上の3項目についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

美作市が実施する6つの事業ですが、公共下水道事業（公共・こうきょう）、特定環境保全公共下水道（特環・とっかん）、農業集落排水事業（農集・のうしゅう）、小規模集合排水処理事業（小規模・こきぼ）、個別排水処理事業（個別・こべつ）、特定地域生活排水処理事業（生排・せいはい）、以降、各事業の説明については、公共・特環・農集のように省略して説明いたします。

5ページでございますが、事業の種類でございます。事業としまして、公共、人口等制限なし。対象地域都市計画区域、集合処理、所管省庁国土交通省、事業特環、人口等1,000人以上10,000人未満、対象地域都市計画区域外、処理区分集合処理、所管省庁国土交通省、事業農集、人口等20戸以上1,000人未満、対象地域農業振興地域内の農業集落、所管省庁農林水産省。事業小規模2戸から20戸その他の地域、処理区分集合処理、所管省庁総務省、事業個別、人口等各戸ごと、対象地域集合処理区域以外、処理区分個別処理浄化槽、所管省庁総務省。事業生排、人口等各戸ごと1年度に20戸以上、対象地域集合処理区域以外の個別処理、所管省庁環境省でございます。

6ページでございます。

先ほど、5ページで説明いたしました6事業のイラストでございます。

都市計画区域は、公共下水道。都市計画区域外は、特定環境保全公共下水道、計画人口は1,000人以上10,000人未満。農業振興地域内の農業集落は、農業集落排水、20戸以上1,000人未満。その他地域は、小規模集合排水、2戸以上20戸未満集合処理区域以外は、浄化槽を設置いたします。

7ページでございます。

受益者負担金分担金制度でございますが、下水道が整備されると、特定の地域について、環境が改善されます。未整備地区に比べ、利便性、快適性が著しく向上いたします。整備した地域の資産価値が増加いたします。利益を受ける方の範囲が明確であります。以上の理由から、受益者負担金制度が採用されております。

8ページでございます。

受益者負担金の根拠法でございますが、該当する事業は、公

共。受益者負担金は、都市計画法第75条第1項、国、都道府県または市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。第2項、前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させる者にあっては政令で、都道府県または市町村が負担させる者にあっては、当該都道府県または市町村の条例で定める。

9ページでございます。

受益者分担金の根拠法でございます。該当する事業は、特環、農集、小規模、個別、生排。受益者分担金は、地方自治法第224条第1項、普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は地方公共団体の一部に対し、利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により、特に利益を受ける者から、その受益の限度において分担金を徴収することができる。地方自治法第228条、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。このことから、都市計画法及び地方自治法に基づき、美作市公共下水道事業受益者負担金に関する条例を定めております。

10ページでございます。

受益者負担金、分担金の金額設定でございますが、集合処理施設の場合は、全事業費の5%程度。個別処理施設、全事業費の10%程度でございます。公営企業の経営にあたっての留意事項につきまして、平成26年8月29日付け、総務省自治財政局公営企業課長通知で記されております。

11ページでございます。

受益者負担金分担金の金額設定でございますが、下水道事業の財源構成といたしまして、集合処理、公共管渠整備事業の例でございます。補助対象事業でございますが、国費が50%、残り50%が企業債借入金でございます。受益者負担金、分担金は5%程度徴収し、企業債の償還財源に充当しております。また単独事業につきましては、100%企業債借入金でございます。受益者負担金分担金は5%程度徴収し、企業債の償還財源に充当しております。

12ページの2、受益者負担金分担金の現況の説明につきましては、石橋主事が説明をいたします。

石橋主事 それでは私からは、目次2受益者負担金分担金の現況についてご説明いたします。まず、13ページは、第1回経営審議会で配布したA3横の資料と同様のものになりますが、こちらを地域別に並び替えたのが、14ページ、15ページになります。

14ページをお開きください。

現在、美作市の負担金は地域ごとに算定方法や単価が異なっているのが現状です。勝田、大原、東粟倉村、英田地域につきましては、公共樹を1つ設置するごとに負担金が課されるようになっています。一方、美作地域については、公共樹ごとに負担金が課される単位算定地域と、後ほどご説明しますが星印があるとおり、土地の大きさに500円あるいは550円を掛けて金額を求める地籍算定地域がございます。

15ページをお開きください。

作東地域につきましては、算定方法が複数あり、生活世帯においては、建物1戸当たり40万円となっており、世帯数が増すごとに1世帯あたり15万円が課されます。生活世帯以外の世帯又は事業所においては、事業所受益建物面積が300m²までは40万円で、300m²以上1m²増すごとに700円が40万円にプラスされます。集合事業所においては、基本が40万円で1事業所増すごとに15万円が必要になり、さらに益建物面積が300m²以上の場合は1m²増すごとに700円が基本の40万円にプラスされます。

16ページをご覧下さい。

では受益者とはどのように決まるのかイラストを用いてご説明します。

まず、土地の面積で算定する地籍算定の受益者は、条例上、土地所有者が受益者と定められています。ただし、土地が地上権や土地を担保とする質権、使用貸借、賃貸借の目的により、権利設定されている場合においては、その権利者が受益者となります。一方、単位算定地域については、建物の所有者が受益者となります。

これを前提に①②については、土地の所有者及び建物家屋所有者が同一人物であることから、受益者はAになります。③は土地所有者と家屋所有者が異なっていることから、先ほどご説明したとおり権利設定されているケースとなり、AあるいはBのどちらかが受益者となります。④については、土地・家屋・居住者がそれぞれ異なっている場合ですが、家屋や土地を所有しない居住者が受益者となることはないため、Cは除かれ③と同じ事例となり、受益者はAあ

るいはBとなります。借地を使用している場合は、権利設定されていれば、その権利者が受益者となるためAあるいはBとなります。

続いて17ページをご覧ください。

合併前の地域によって、なぜ異なる算定方法が採用されていたのか、地籍算定と単位算定それぞれのメリット・デメリットについてご説明します。まず、地籍算定のメリットは、負担金・分担金の原理原則に一致しているということです。受益者負担金分担金制度の目的は、下水道整備が行われると、土地の資産価値が上がることから、その利益を受ける受益者に対して、土地の面積に応じて下水道整備工事費の一部を負担してもらうことであり、本来の目的に一致している算定方法と言えます。

一方、面積が大きければ大きいほど、受益者への経済的負担が大きくなるというデメリットがあります。また、農地や山林などは宅地化まで徴収を猶予していることから、土地の管理が必要であり、後年にわたって事務負担が増えてしまいます。猶予を行っている土地は、宅地化したことを認識するまでに時間がかかってしまうことや気づいた時点では消滅時効が成立しているなど、徴収することができないケースが全国的にも多くみられています。

18ページをご覧ください。

公共樹の数で算定する単位算定は、設置した公共樹の数で負担金を計算するため、シンプルでわかりやすく、事務負担が少ないというメリットがあります。また、単位算定は公共樹を設置した場所に対して負担金を請求するため、農地に対しては宅地になり公共樹が設置されるまで負担金の請求義務が発生せず、猶予という概念がないことから、後年度事務負担がありません。ただし、公共樹の設置に要した工事費の一部負担と捉えられるため、本来の受益者負担という趣旨と考え方にずれがあります。

19ページをご覧ください。

こちらは地籍算定と単位算定と同じ土地面積の状況で比較したイラストになります。同じ面積でも、負担金の算定方法によって金額が異なり、地籍算定は面積が大きいほど負担金が増額しており、単位算定は面積の大小にかかわらず、一律の金額が掛かることが読み取れます。なお、先ほど申し上げた通り、農地に対しては算定方法で捉え方が異なり、地籍算定では宅地化まで負担金の支払いを猶予している状態で、単位算定では、公共樹が設置されると請求されることになります。

現在、美作市の受益者負担金分担金の状況は、下水道の本管整備が完了しているにもかかわらず、算定方法や単価が合併前から変更されていないことから、不公平感を与えかねないことが課題となっています。

以上で目次2. 受益者負担金分担金の現況についてのご説明を終わります。

続きまして、目次3. 制度統一に向けた検討について、係長の藤澤よりご説明いたします。

藤澤係長 ここからは藤澤が説明いたします。21ページをお開きください。
こちらなぜ統一するのかということで今回諮問をさせていただいて検討する理由をご説明いたします。

1つ目は、下水道事業の面的な整備が完了したということです。面的な整備とは下水道用語であり、下水道管の埋設工事を進めていく、下水道が利用できるエリアがどんどん広がっていくのを空から見ているのをイメージいただきたいのですが、これを面整備といいます。当市は、平成24年度に集合処理区域の面整備が完了しております。下水道事業費の一定割合を負担してもらう受益者負担という観点からいいくと、下水道事業の面整備が完了したということが一つの議論のきっかけでございます。

2つ目です。整備は完了したものの現在も家屋の新築等は定期的にあり、新しいところに家が建つと、下水道管を引くことがあるため、一定数の下水道工事は続き、今後も継続的に行われます。後程写真で説明をさせていただきますが、例えば田んぼだったところに、住宅を立てるような場合には、下水道管を入れないといけません。こういった工事が一定数ございます。

3つ目といたしましては、市町村合併から17年となり、年月が経過したものの市町村合併前の金額のままであり、旧制度のままということでございます。受益者負担金分担金の法的な性格や徴収の目的は、先に説明があったとおりですが、下水道整備の一定割合を受益者に負担してもらうというものということで、下水道の面整備が終了した現在においては、当初、旧町村時代、合併した時点での条例を制定した目的は達成したと考えております。

現在は住宅新築をする場合に、建てる地域によって下水道利用するための負担が、違うという、費用負担が違う状態でございます。同じ市なのに、建てる場所によって不公平が生じているとい

う状況があります。

こうした面整備が完了した現状を踏まえ、市として統一的な内容に見直す必要があると考えてこの度の検討ということになったものでございます。

続きまして 22 ページでございます。

それではどのような形式の算定方法に統一していくのかということについて、選択肢として①②③を挙げております。現状は、先ほど石橋の方から説明があったとおり、主に 2 種類あります。

1 つは、面積による算定で、もう 1 つは公共樹の数による算定の 2 種類でございます。場所については先ほど 14 ページ星印がついたところが面積算定ということで、美作地域です。主に市の中心部で市役所周辺も面積算定となっており、それ以外が公共マスの数による算定でございます。

のことから、統一の選択肢として考えられるのは、単純に考えると、①全域を、面積算定面積算定の地積算定に統一する案。
②全域を公共樹の数で計算する単位算定に統一する案。

③は現在の地積算定エリア単位算定エリアの枠組みは残したまま、単価だけ統一するというような形です。しかし、市として完全に統一するという目的を達成するためには、選択肢の①あるいは②が望ましいと考えられますが、事務的な面においてクリアしなければいけない課題がありますので検討課題の例を統いてご説明します。

23 ページをお開きください。

検討の①でございます。美作市全域を面積で計算する地積算定に統一する場合に、生じる課題を参考として紹介させていただきます。イラストの説明をいたします。イラストは右と左同じ土地を表しております。

左側は単位算定の地域を制度統一して地積算定にしたような事例でございます。500 m²の土地 A には、単位算定地域の土地で公共樹が 1 つあり 30 万円の負担金を納付済みの状況です。右側は左と同じ土地ですが、A と B に分筆し、新たに B の土地に公共樹をつけることになった場合、負担金が必要かどうかという問題が生じます。下水道の受益者負担金分担金については、先に説明したとおり、利益を受ける限度に応じて受益者に負担を求めることがで能るとされております。

下水道は整備した地域の資産価値が向上すること。つまりは土

地の価値が向上するもので、下水道は土地についているという考え方方が原則的にあります。そして、利益を受ける限度に応じて求めるという考え方から、下水道の整備によって受ける利益は1度のみのため、原則的には同じ土地に2度、負担金（分担金）をかけることは望ましくないと考えられます。

左のイラストの単位算定は、樹の数で考えますので、受益者負担金分担金を掛けた土地の範囲が特定できないため、算定方法を地積算定に変更した場合の取り扱いについては、運用する上で1回目に負担金を掛けたところがどこまでの土地であったか、明らかにできないため、このあたりも含めて、検討して条例に盛り込むことが必要かと考えております。

続きまして24ページでございます。

24ページは全域を公共樹の数で算定する単位算定に統一する場合でございます。イラストの説明としまして、先ほどと同様の条件ですが、逆になるパターンです。もとは左のイラストのとおり、500m²の土地Aに、550円の単価を掛けて27万5,000円を納付済みだったとします。その後、先ほどと同様にAとBに分筆し、Bの土地に新しい家を建てるため公共樹をつけます。このケースでは、将来的に地籍算定地域が単位算定地域となっているため、公共樹1個当たり負担金いくらという状況になったときに、負担金を取るのかという問題が生じます。

算定方法が統一され、公共樹の数で計算することになれば、土地に1回限りの原則論から考えますと、新たに公共樹を設置する場合でも負担金は徴収できないということになります。しかし新たに公共樹を設置することで、一定の工事費用も生じることから、受益者に負担を全く求めないことが適正であるのかという意見があるかと思います。

このことから、不公平感が生じる恐れがあるため、この辺りも検討が必要と考えられます。先ほどの①と異なる点としては、もとの受益者負担金算定は面積計算されているため、受益者負担金分担金の1回目の負担金算定範囲が明確であるため事務的な課題としては生じにくいものと考えております。

続きまして③、25ページでございます。

③は現在のエリアをそのまま残して単価だけ統一するという案でございます。エリアについては星印の地域はそのままで、星印がついていないところもそのままというエリアの分け方です。③

の単価だけ統一とは、地積算定地域の1m²あたり500円と550円の2種類の単価を1種類に統一することです。単位算定地域では、公共枠1個当たりが20万30万40万の3種類の単価が現在ありますが、これを1種類に統一することでございます。課題としては、先ほども申し上げましたが統一すると言いつつも、市内の完全な統一にならないため、算定方法の差を残すことについて合理的な理由が必要になるというところです。運用面では最も課題が少なく、円滑な統一が可能です。

また、1番下に書いてある平均的な宅地面積の場合の概ね一致といるのは、単価設定を平均すれば400m²程度の宅地では、概ね計算方法によっては、一緒にできるということです。例えば、新築1件当たりの受益者負担金分担金の金額を20万円に設定したい場合、地積算定区域では、1m²当たりの単価を500円に統一すれば400m²で20万円になります。単位算定の公共枠1個当たり20万円にすれば、市内全域が概ね、公平になるという意味合いです。

金額を20万ではなくて30万にする場合は、1m²当たりの単価を750円にすれば30万になりますし、公共枠1個あたりは30万にすれば良いというような形でございます。①から③までご説明した検討案は非常に単純な考え方で、①②③と分けているため、より細かな制度にした方がよいのではというご意見もあるかと思います。

ご説明した検討案以外の算定方法や金額をどの程度の水準にするのが妥当なのかというところにつきまして、委員の皆様よりご意見をいただければと考えております。

続きまして26ページ以降は、参考資料としてお知らせをさせていただきます。統一による下水道経営への影響、つまりは財政的にどのような影響が出るかということについて、資料記載のとおり、過去5年間でいくら入ったか、何件あったかということを載せております。平均で年間31件898万円程度の収入があります。住宅1件あたりどの程度の金額設定にするかは検討が必要でございますが、20万円に統一したと仮定し、過去5年間の平均から年間負担金を掛ける件数を31件とした場合、620万ほどの収入になって、現状より270万円、減収による経営へ影響があると考えられます。一方で30万円に設定した場合には、930万ですので、30万ほどの増加ということでそれほど影響はないというような状況でございます。

続きまして 27 ページでございます。

先ほど、過去 5 年の徴収実績をお知らせしましたが、徴収実績の算方法別の内訳でございます。

まず地積算定の状況でございます。地積算定は過去 5 年で 54 件あり、単価は先ほど申し上げたように 500 円と 550 円の 2 種類で、金額面積も 6.84 m²から 4,109 m²で幅があります。最大最小値を除いた平均が大体 1 件当たり 21 万 8,855 円となり、これが地積算定の平均的な金額でございます。

最小値の 6.84 m²は宅地の一部を家庭菜園のような形で使っており、農地とみなして猶予していたものを、家の建て替えに伴い、農地ではなくなつたため、負担金を猶予解除したというような事例でございます。一番大きい面積については、住宅の分譲地のような形で 15 区画程度の分譲地に賦課をさせてもらったものでございます。

28 ページでございます。

単位算定の状況でございます。単位算定は過去 5 年で 101 件ございました。金額は 10 万から 40 万でございます。10 万円につきましては、勝田地域において同一宅地に 2 つ目の公共樹の設置があつたため、10 万円を掛けたというものです。こちらも最大最小値を除いた 99 件分の平均で 1 件当たりが 30 万 3,030 円ということになっております。なお、こちらにつきましては、面積の概念がないので、どの程度の面積だったかという数字は押さえられていません。

29 ページをお開きください。

統一した場合における、新築 1 件あたりの受益者負担金分担金の金額は、20 万円から 30 万円の水準での検討になろうかと思われます。

30 ページでございます。

住宅新築に伴う工事では、どのような工事をするのかということを参考にご説明いたします。冒頭の 5 ページ、課長の中谷が説明したところの集合処理の場合の工事です。道路に埋設されている下水道管へ、宅地の排水を排除するための污水管を接続する工事を行います。令和 3 年度で 22 件実施しており、平均的な工事費用はおよそ 50 万円程度、これも幅がありますが現場条件によって金額が大小するため、平均で 1 件当たり 50 万円程度ということになっております。

また右側上に財源とありますが、集合処理の公共枠の取り出し工事は、国庫補助や企業債の借入金対象にならないため、単独の市費により施工をしております。

31 ページをお開きください。

31 ページ浄化槽設置工事は、集合処理区域外の区域でいわゆる浄化槽の設置工事でございます。こちらは生活世帯からの申請があった場合に、浄化槽の設置、保守管理費用を市が負担する代わりに、下水道使用料をいただくというような形で実施しております。

工事につきましては、家の敷地内に大きな穴を掘って浄化槽を埋めるというような形になり、基本的に道路は掘りません。敷地内で汚水処理が完結する小さな処理場のような施設でございます。処理された汚水は、道路側溝や河川へ放流されます。

令和3年度実績で9件実施しており、工事費が平均で160万円程度です。財源は、国庫補助になりませんが、企業債の借入金対象になります。地方交付税ということで、若干の財政措置がありますので先ほどの30ページの工事よりも、有利な制度が敷かれております。

続きまして32ページから最後35ページです。

こちらは県内の自治体の負担金制度の状況を載せております。記載のとおり地方公営企業決算状況調査の報告値をまとめたものでいわゆる決算統計というものです。一番左から自治体名があり、事業区分、事業、1m³当たりの単価を記載しております。岡山市は1m³あたりが377円ということでございます。

一番右の戸当たりに金額が記載あるところは、公共枠1個当たりのような算定方法を採用しています。倉敷市の農集であれば、1個当たり23万円というような状況でございます。注意点がございまして、こちらの公営企業決算状況調査につきましては、自治体の中で、美作市のように複数の設定がある場合は、代表的なものを記載することとなっていますので、すべての単価を網羅しているわけではなく、あくまで代表的なものが掲載されます。

例えば岡山市の例規を調べたところ、旧建部町と御津町は決算統計には出てないものの、一戸当たり20万や30万といった制度を合併後現在も運用されているようです。ということで当市のように、平成の大合併で誕生した団体につきましては、合併前の金額設定を引き続き適用している団体があるのではないかと考えて

おります。

以上で説明を終わらせていただきます。

中谷課長 失礼します。ここで1点補足をさせていただきます。

次回開催いたします第3回上下水道事業経営審議会では、今後の答申に向けた議論のご参考にしていただくため、県内自治体が下水道受益者負担金分担金の統一を行ったかどうかの状況や、他県の市町村合併団体における負担金分担金制度の統一事例などをご紹介させていただく予定にしておりますので、この1点を補足させていただきます。以上でございます。

〔会長 ありがとうございます。ただいまの下水道課のご説明について、何かご質問のある委員の方おられるでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今回3案提案ございましたのでこの中から、どういう形で進めていくかということをこれから審議していくという方向性で考えたいと思います。

(休憩)

(2) 水道料金の統一について

〔会長 それでは時間になりましたので議事の方を再開したいと思います。議事の2番目であります、水道料金の統一について水道課の方からご説明をいただければと思います。

菊池課長 水道課の菊池と申します。よろしくお願ひします。

それでは、資料3をお開きください。上水道区域及び簡易水道区域の、水道料金統一に関する資料ということで説明させていただきます。

1ページめくっていただきまして、目次であります。水道事業経営の原則であるとか、料金に関することから、水道事業会計における支出、費用に関する料金の基礎となる単価の方を順番に説明させていただきます。それでは、1ページめくっていただいて、水道事業経営の原則ということで、水道事業の経営は独立採算制を原則に、地方公営企業法に基づき、運営しております。経営する上で必要な経費については、お客様からいただく水道料金収入で賄われていることが原則となっております。

4ページをお開きください。

料金に関する法律ということで地方公営企業法では、料金を徴収することができることとなっております。この料金は、公正妥当であり、能率的な経営のもと、適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保できるものでなければならぬと規定されております。これは独立採算制を原則としているため、健全な運営に要した費用をもとに、それを賄える料金設定をすることと理解しております。

水道法では、料金、給水装置工事の費用、負担金等、規定を定めなければならないとされております。料金については、公営企業法と同様のことが示されております。

5ページをお開きください。

水道事業会計における支出でございます。支出については、大きく分けて、2種類ございます。まず、収益的支出です。これは概ね効果が1年度だけのもので、主なものとしては、減価償却費、起債償還に伴う利息、人件費、修繕費、検針業務等の委託料、動力費、薬品費ございます。

次に資本的支出です。これは支出の効果が複数年にわたるものであります。

施設の新設や更新、長寿命化に関する費用、企業債等の元利償還金でございます。これらの費用を、水道料金収入で賄っていかなければなりません。簡易水道については、水道料金収入で賄えていないため、一般会計からの繰入金に頼っているのが現状です。上水道事業においても、現在はぎりぎりで賄えているということで、人口減少に伴い、今後は厳しい状況にあります。

現在の情勢について新聞等で度々取り上げられておりますが、燃料費の高騰による、電気代の値上げや、処理を行う上で必要な薬品、新設更新資材の値上げなど、いずれも事業運営に必要不可欠なものであり、運営費用の増大に苦慮しております。

これに少しでも対応するべきこととして、電力ガス食品等価格高騰重点支援交付金などの補助金を活用して、費用の高騰による運営の難しさに対応している状況でございます。

6ページです。

費用に関する、給水原価収入に関する供給単価の推移でございます。給水原価、供給単価については、水道料金を設定する上で、重要な指標となっております。給水原価については、先ほど説明しました収益的支出の中から、道路改良等があれば、それを

補償工事で対応しております。それらの算出要件にそぐわない費用を差し引いた金額を、料金収入になった水量、これを有収水量といいます。その年間の総有収水量で割り戻した金額となります。1m³当たりについて、どれだけの費用をかけて作ったかと、水を作ったかという指標です。供給単価につきましては、水道料金の収入を、年間総有収水量、お金になった水量で割り戻した金額でございます。1m³当たりについて、どれだけの収益が発生したかということを、あらわす指標でございます。

次のページをお開きください。その単価の推移を示しております。

グラフの右端が、令和3年度決算より算出しております。上水道、青色の給水原価について1m³を作る費用単価でございますが、約204円。それに対しまして、ねずみ色の供給単価でございます。1m³当たりの収益でございます。それが約208円となっております。

簡易水道につきましては、オレンジ色の給水原価でございます。1m³作る費用単価になっておりますが、約437円。黄色の供給単価、1m³当たりの収益ですが、約159円となっております。簡易水道の供給原価が突出しておりますが、まず上水道と簡易水道の違いについてですが、それは給水人口で分けられております。5,001人以上が上水道、101人以上5,000人以下が簡易水道となっております。どちらも水道事業であるため、最初に説明しました通り、必要な費用は料金収入で賄う独立採算制となります。

簡易水道の始まりは、中山間地域で、地形的にも、水道建設に不利な都市部以外の地域にも水道を普及することを目的に、国が水道建設に補助率の高い補助金を交付することで普及が進んだ経緯があります。給水の水質や施設が、漢字のとおり簡易なものという意味ではなく、水質も施設もすべて上水道と同等の基準でありながら、補助金を交付できる簡易水道事業ということで、名称区分を作ったものでございます。補助金の交付があることで水道建設が不利な地形の場所にも可能となっています。

建設が不利であれば、当然運営も厳しく、独立採算制ではなかなか困難と考えられます。そのため当初、簡易水道といるのは、公営企業ではなくて、一般会計といいますか特別会計で補いながら、運営しておりました。それが、令和当初に国からの指導で、同じように、公営企業で事業運営するようにと通達があり、こう

いう指標が出るようになりました。給水原価が高く出ているというのは、そういう意味合いでもあります。

次の資料4です。

当初、旧町村合併前ですが旧町村では様々な考え方や政策によって料金改定が進められており、合併当初は6種類料金がございました。合併後、消費税の増税等による強い意見がありながら、統一が進まず、平成28年に簡水と上水と事業ごとの統一まで、現在たどり着いております。地域間の格差を是正し、市内全域の料金統一に向けてご審議いただけたらと存じます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

会長

ありがとうございました。只今のご説明に対してご質問のある委員の方、おられますでしょうか。

委員

今日のところは議論するのでしょうか。あるいは説明を聞くのみか。

森元部長

先ほどから下水道事業と水道事業について、こちらから一方的に説明の方をさせていただきました。その中で下水道事業の負担金分担金について、それから、水道料金の統一についてということで、説明をこちらからさせていただきましたので、このことについて、今日ここで議論をしていただけたらと思います。

特に下水道につきましては、先ほどの説明にもありました、旧町村で、ほぼ合併までに、下水道の整備の方が、勝田以外は整備が完了しており、負担金分担金の決定方法につきましても、当初は美作町が最初に都市計画区域内から始めたわけでございますが、その当時は、1m³当たり550円あるいは500円ということで設定しておりました。

その後、作東町、東粟倉村という順番で整備していき、おおよそ負担金については、20万円や30万円という単位あたりの徴収方法が主になっております。そのあたりについて議論をして、今後の分担金の徴収方法について、議論をしていただけたらと思います。

また、水道については料金の統一ということで、どちらかというと、こちらの方の議論が難しいとは思いますが、そちらも併せて議論していただけただけいたらと思います。

会長

ありがとうございます。おそらく、論点として2つあり、受益者の公平感というのをどういう形で担保していくかという点が1点あるのと、原則として、受益者負担であるというような観点から、どの方式が最適かということを考えていかなければならぬと、今の説明を聞いて私の方としては理解しました。

その中で、どの方法が最適なのか、それから他団体ではどのような形で運営されているかということを、先ほど中谷課長の方から、次回はそういう形で説明したいというご説明があつたものというふうに理解しております。今の段階では、議論するということに関しては全く反対もなく議論していただければと思います。どういう形のものが負担受益者の公平感というものが得られるかということについて、一番大きな話としてあるのではないかというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

藤澤係長

公平感についてですけれども、新たに下水道に加入される方の公平感というのが今日主に説明させていただきましたが、もう1点考えるとすれば、これまで下水道を整備してきた方が、負担していただいた負担金というのがバラバラですのでこの時間軸の公平感をどう考えるかというところも、重要なところかなと思います。

時間軸のことを言うと、全く統一が進まないため、担当課としては、一応今考えているのは、桟一個当たりいくらというような形で、統一していかなければいいのかなという、担当の意見でございますけれども、そういったことは考えております。

それから、受益者負担の原則ということで下水道は多額の費用が生じております。また、経営も一般会計からの繰入金に頼っており、約20億繰り入れて運営しております。よって、市財政に与える影響も非常に大きいため、受益者の方に一定程度負担してもらうということは、必要ではないかと考えております。その金額をいくらにするのが妥当なのかというのを、ぜひご意見をいただければ、非常にありがとうございます。

会長

ありがとうございます。市の負担というと今後、どういう形で予算を割り当てていくという話ともリンクをしていると思うので、この場でいくらということが断言できるとは思っていませんが、今言われたことを踏まえた上で検討していかないといけないなということは、強

く感じております。

それから、水道に関しては、簡易水道の方がご説明いただいた形で計算すると、コストがかなり大きくなってしまう点、戸数の問題や固定費の問題など様々な観点があるとは思います。これもやはり水道を使われている人の公平感という点が、おそらく重要であるのと、今の市政の問題という点も含めて議論していかないと思います。

議論の進め方としては、委員の方でこういう点に関して進めていくべきだという論点があれば、ぜひお願ひしたい。

委員

と申しますよろしくお願ひいたします。先ほどは上水下水それぞれ説明ありがとうございました。

まず、順番にいくつかお尋ねなりお願ひです。まず、この審議会のスケジュールについて、1回目の会議の時に、概ね4回程度で、答申までと伺っておりましたが、改めてこのスケジュールをもう一度確認させていただきたいと思います。それによってこの会議の進め方のスピードというのがかなり違ってくるのかなという印象がありますので、まずスケジュールをお願いしたいと思います。

続いて、水道事業について、先ほど給水原価と供給原価というご説明がありましたが、かなり開きがあるのと、おそらくそれぞれ簡水上水ごとの平均だと思いますが給水区ごとにかなり差があるのでないかと思います。当然、面積が広くて人が少なければ単価が高くつくので、単純に足して2で割るということではなくて、給水区域ごとの単価がどうという、資料がいただければありがたいかなと思います。

それから、同じく水道で、今後の建設改良費と内部留保資金ということをお尋ねします。1回目の審議会の資料に、水道施設の老朽化が進んでおり、これから更新あるいは維持費にかなりの経費が見込まれるというお話をしました。同じく1回目の審議会の資料に、財政計画等、収支計画がありましたが、こちらは統合前のものでかなり古く、さつきおっしゃった、令和2年に統合して、一つの会計になるとおっしゃいましたが、資料は2つに分かれたままで、特に簡水の方は何年だったかな、平成32年なので令和2年以降の建設改良費が計上されておりません。老朽化というのは、下水よりも水道の方が激しいと思います。

これからかなり設備の投資や建設改良費が出てくると思います。そういうもののも含めた、今後の財政上の推移がわかる資料がいただきたいなと思います。単純に、繰り返しになりますけども、足して2で

割る、そんな話ではないと思っているので、将来的な負担ということも考えると、今後の収支計画というのが当然必要になってくるのではないかと思います。

よって、今後の建設改良費の推移を同じく、内部留保資金、おそらく今までの積み立てを取り崩しながらにはなると思うので、それらがいつまで維持されるのか、というのも見ていくべきではないかと思います。

特に、水道課の本日の資料では、なかなか、担当課でどのあたりで料金をまとめようとしておられるのかという思いが、なかなか具体的に見えないので、もう少し具体的な数字を、早い時期で出していただかないとい、限られた会議の中での協議ですので、何か資料をいただきたいなと思います。

合併からもう 17 年ということで、合併の頃から、料金の統一はずっと言ってきたところです。それがなかなかできなくてやっと今回ということなので、一度その料金改定等すると、数年先にまた変えてというようなことにはなかなかならないと思います。

将来的なところも見据えて、協議をしていくべきだと思うので、そういうところの資料をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。今日いただける資料があれば、いただければありがたいですし、おそらく今日はこの資料だと思うので、次回までにお願いできればと思います。

森元部長 まずスケジュールについてですが、第 1 回目に説明をさせていただきましたが、改めてスケジュール内容について説明させていただきます。

1 回目はまず、前回、8 月に終了しましたので、省かせていただきます。第 2 回目として今日の審議会ですが、諮問の内容について下水道課、水道課それぞれ説明をさせていただきまして、この諮問の内容について審議をしていただくということで、実質今日からが実際の集中審議に入っていただくことになります。

3 回目としまして、今日諮問書を出したわけすけども、下水道課、水道課それぞれ今日の資料に基づいた細部の資料を、下水道課は先ほど言いましたように、他市町村の状況とかも含めて提示をさせていただきたいと思いますので、その辺の資料も見ながら、委員の皆様で協議をしていただけたらと思います。

また、水道につきましても、先ほど [] 委員が言われました今後の

経営の内容について、もっと詳しい資料ということですので、そのあたりの資料をそろえたものを提出させていただきまして、財政状況等も皆さんで協議していただいて、その中で、もっと深く、料金について、簡易水道、上水道それぞれの料金について、検討していただけたらと思います。

それから4回目ですが、当初は答申ということで、その答申の内容について、第3回目でおおよその方向性を出していただいて、第4回目では、答申の案を皆さんで協議をしていただけたら、というつもりで概ね4回ということとさせていただけておりました。そして答申ができましたら、4回で終了と考えておりますが、その内容によりまして、もう1回追加ということになろうかと思います。

最終的には、議会の方に、料金については報告して、議会の議決を得るということになりますので、その時期の予定としては、令和5年の9月議会ということを考えております。第1回目の審議会で説明させていただきましたが、審議会の内容によっては、9月が12月になろうかと思います。

〔委員〕 ありがとうございました。やはり、かなりタイトなスケジュールのようなので、3回目で答申案の方向性ということになると、もっと細かい資料を出していただかないと、今の単価を足して2で割る、そういうもので決めていくべきではないと思います。財政的な資料というのも含めて、細かい資料をお願いしたいと思います。

〔会長〕 今、〔委員〕のおっしゃるのは、例えば今後内部留保を使っていくということで、どれぐらいまでそれが持つかとか、今後利益を得るような事業ではないので今後、財政的にどういう形の運営がなされていくのかという見込みの意味合いによろしいでしょうか。

〔委員〕 そうです。

当然1回目の資料では下水の方は長期的な収支の見込みの表がついていたと思います。水道の方も同様にありますが、これは会計統合前の上水、簡水それぞれ別々のもの。特に簡水は令和2年以降、建設改良費が全く計上されておりません。維持補修等が全くない这样一个には想像できないので、そういったところも含めて、今後の見込みというものの財政的なものを見ていかないといけない。

つまりはいくら、例えば10円上げたら、実際に、収支がどうなる

かというところが見えてこないと、数字を決めることができないのではないかと思います。単純に今の100円と150円を足して2で割るそういうことではなく、当然上水と簡水では戸数が違うわけですから、そういったところへ、上水が100戸、簡水が200戸だったら単純計算にはならないと思うので、そういったところも見ながら進めていかないと、今後の財政というか、収支が全く計画も何も見えないままで、決めるというのはちょっと乱暴ではないかと思います。

そういった意味で、当然きっちりした数字は出ませんけど、長期的な計画というのは当然あると思っているので、見せていただければと思うところです。多分、[REDACTED]委員が今日議論するかとおっしゃったのは、全く資料がないということも含めてではなかつたのかと私は勝手に思いました。

[REDACTED]会長 今、[REDACTED]委員からご指摘があったとおり、データがあると、確かに料金の議論というのは比較的しやすいのではないかという点に関しては、私も同じ意見です。

なかなか料金が10円上がったら、どういう形で財政にインパクトがあるのかとかわかるとそれはそれで非常にわかりやすいかなというふうには思いますので、ご検討の方をいただければと思います。

[REDACTED]委員、資料について、細かい形のものでそれをベースに議論したいというような意味合いという認識でよろしいでしょうか。

[REDACTED]委員 はい。

引き続き同じような内容になりますが、下水の受益者負担金については、現在の金額が14ページ15ページに書いてありますね。私は大原町出身でございまして、合併前は0円、ふるさと創生事業の1億円を充当と記載があるが、1億円だけではありませんでしたので、当然、1,000戸あって30万取れば3億円いるわけです。他の基金を足し算して、下水道準備基金ということで、実施したと私は記憶しております。

これを元手にしただけの話で、1億円だけじゃ当然ありませんので、誤解しないようお願いします。それから現在の金額が書いてあると思いますが、大原の場合は特環で、1基あたり30万円ということです、現在大原地域はそのように徴収されているのですか。

中谷課長 はい。

委員

そうですか。さきほど委員の方からありましたように、簡水も各地域に存在すると思います。ある程度統合されているならば、以前議会の方でも非常に大きく取り上げられた。簡水事業として統一されているのか、そこら辺の資料を見せていただきたい。これは多分、足し算した数字だけれども、資料がないことには今議論すると言っても、見えないものには議論できません。

その点を踏まえて、答申に向けての協議ができる資料をお願いしたいと思います。以上です。

菊池課長

料金の統一の関係ですが、平成28年に、先ほどもご説明しましたとおり、上水と簡水を統一しております。その時の、統一の考え方というのが、上水、簡水それぞれ給水収益は下げないように、何とか統一しようというような考え方で、今の金額になったと聞いております。資料が少なくて申し訳ありませんが、今後出てくる事業費のことを単純に考えたら、ますます料金というのは、上げていかなければ厳しくなります。

正確ではありませんが、概略ということで、前回の資料に、年度ごとの将来予測について載せております。そうする中で本来、経営を安定させるためには、こんな金額になるというようなことも、当然資料は必要だとは思いますが、その前段として地域間の格差を無くしたいという思いがあります。

先にお金がかかるのは目に見えていますが、単純に独立採算制とは都会の方が、決められたようなものだと私は個人的に思っています。先ほど言いましたが簡水といえば、国の施策でみんなが水道を使って、衛生的な生活をしようということで、補助金もついてきております。

今、上水道地域と言われる、旧美作、作東、英田町ですが、最初の始まりは簡易水道からでした。それが、施設統合して、簡単に維持管理できたらな、ということからと、水道事業になるというような規模になっています。そうしたところで、今、何とか保てておますが、ここから先、機械設備等の耐用年数が経過した際に更新を行う上で、料金設定を値上げしなければ経営が非常に難しいというのが、担当課としての頭の中にあります。

いずれにしても、一つの料金にならないことには、難しいのかなというような思いで、今回ご説明させていただきました。こういうよう

な思いがあるというのを、お知りおき願えたらと思います。

会長

ご指摘のとおり、統一というお話を、料金をどうするかというお話で、おそらく2本立てということで考えないといけないかなということは思っておりますし、前回の資料の11ページを見ますと、使用している人たちが、強烈という言い方はちょっと変かもしませんけれども、やっぱ減少している中、今後どういう料金体系にするのかということと統一ということ、二つ、今後の予算、それから今の財政状況を考えながら検討するというのは、なかなか難しい課題だなということを、今日改めて、今一度考える機会にはなったかと思います。

今後も資料、それから意見交換を、会議に限らずさせていただき、できるだけ良い形で答申ができるようなところまで進めていければなというふうには考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員

です。今、■委員、それから■委員の方から、資料の請求等ありましたが、市として、■委員や■委員が言われた内容についてですね、これから経営やそれ以後の更新等含めて、これから今後の水道料金がこれぐらいだったら、という考え方があると思います。市として受益者負担金、水道料金についてこうしたいと思っているという考え方を、次回少し言っていたいたら、参考にしながら、いろんな議論が進められると思います。

ぜひこの方向で、市の考えも提示していただいたうえで、議論をしていけたら、少しずつ前に進むのではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたい。

会長

■委員ありがとうございます。

委員

度々すいません■です。今、菊地課長が料金はこれからどんどん上がるとおっしゃったことで、私は決して、収益が出るような料金設定にしようというふうには思っていません。何かの目安ということで、状況がわかるものがないと、その料金を決める基本というところがやはり資料が足らないのかなということで、黒字の経営になるような料金設定にできるとは思っていない。

収益が上がる料金設定にすることを求めているわけではないが、今日の給水原価、供給単価だけでは、なかなか見えてこないということで申し上げたので、その点誤解のないようにお願ひいたします。

〔委員〕 先ほど下水の方から、面積より、一基割の方が簡単という話がありました。そういうような関係で、料金統一を進めたら良いと思いますが、ここにきてもう旧町村単位の単価がどうだとか言うと話にならない。

それから、今日〔〕が来られていますが、議会にこれを上程するわけですよね。私も、昔はそういう担当をしていたから、ここで決まったことを議会に上げた場合でも、またそれぞれの議員さんの思惑がある。ですから、市の考えを持って、市と委員でこれは同じ考え方を持っていきましょうと、ざっくばらんに議論すれば良いのではないか。

さっき言いましたように、大原町0円ということで、0円というのはよほどの覚悟があって財政負担もいるわけです。市の方も腹を決めて、我々に打ち出して欲しいです。そういうような考え方を持ってきてください。

〔会長〕 〔〕委員ありがとうございます。

〔中谷課長〕 次の第3回の審議会では、下水道課として、受益者負担金案を審議会にご提示して、いろんなご意見をいただきたいと思っております。

〔委員〕 私は〔〕をやっており、このご時世だから、料金を少しでも下げるよう市長へ要望書を提出している。要望書を出している手前、値上げするようここで言うのは非常に難しい立場である。今の物価高のことについて、担当課の方もどういうふうに考えておられるかということを次に提示して、考え方を言っていただければ、我々も議論しやすいと思います。

〔会長〕 〔〕委員ありがとうございます。

〔菊池課長〕 要望書の方拝見しております。

単純に値上げするということは思っておりません。金額ですが、資料の整理をさせていただけたらと思います。

〔副会長〕 〔〕と申します。

まず、下水の方ですけれども、料金の方向性、どちらに決めていくかというのを決めるにあたって、ページ数で申し上げますと、7ペー

ジの資料ですね、7ページの資料の方に、矢印のところ「整備した地域の資産価値が増加する」という、制度上の考え方だと思いますが、実際のところ本当に下水整備して、本当に価値が上がるのかとかといった考え方としてあると思います。おそらく、実際はこれを整備したからといって、土地の値段が売る時に上がるかというと、上がるようなものではないと思います。

もしそういった事例とかがあれば今後の意見、意思決定する上で役立つかなと思います。そういう事例があればですね、調べていただけたらありがたいな、というところになります。そのうえで、資産価値が、やっぱり、ほぼほぼ上がるようなものじゃないですよ、ということであれば、17ページ地域算定のメリット・デメリットで丸と書いているところで、土地価値の向上に応じた負担をしてもらうとありますが、面積が大きかろうと小さかろうと、資産価値が上がらないのであれば、こういったメリット、一切ないというところで面積算定ではなく、単位当たりの算定をとっていいかなという、意思決定の判断材料になりますので、次回以降は、教えていただきたいというところが1点です。

つづいて、上水、簡水についてですけれども、皆様がおっしゃったとおり、判断資料が少ないというところで、今のお話ですと、基本的には簡水側を上水に合わせるような方向性で、一旦動かれるような意図が伺えました。そういうことであるのであれば、簡水は段階的に料金を上げていくのか、それとも一気に何年度にぐんと上げていくのか、そういう数字については、収支の予測がないとやはり難しいです。

私からもお願いとしては、そういう段階的に引き上げていくのか、判断できる資料があれば、ありがたいなというふうに思います。

会長

副会長ありがとうございます。今の17ページのところのコメントに関しては全くそのとおりかと思います。そもそも論として、合理的な前提条件が崩れるのであればおそらく違うやり方の方が合理的かなと思います。

また、先ほど委員から物価のお話もありましたが、これが段階的なのかという議論を含めて、どこまでやるのかというのは考えなければならない点かなということは思っております。統一というゴールという点に関しては疑う余地はありません。ゴールをどのようにどの段階まで決めていくかという点に関しては、詳細な資料を見ながら議論

をさせていただきたいと思っております。

他の委員からご意見ありますでしょうか。

それでは事務局の方から連絡事項等ありますでしょうか。

(3) その他

事務局 連絡事項といたしまして次回開催時期は、令和5年の2月中旬を予定しております。日程が決まりましたらお知らせいたしますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

(4) 閉会

会長 それでは、以上をもちまして第2回美作市上下水道事業経営審議会を終了いたします。本日は委員の皆様、美作市の水道下水道課の皆様どうもありがとうございました。

美作市上下水道事業経営審議会（第3回）会議録

日 時 令和5年2月6日（月曜日）
午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 美作市民センター3階大研修室（美作市栄町35）

出席者 【委 員】11名（委員総数12名 五十音順、敬称略）

・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED] (会長)
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED] (副会長)
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]

【美作市】

・ 森元 浩之 (都市整備部部長)
・ 菊池 広幸 (水道課課長)
・ 中村 芳道 (水道課課長補佐)
・ 宿野 典子 (水道課庶務係長)
・ 山本 貴弘 (水道課工務係長)
・ 中谷 雅律 (下水道課課長)
・ 藤澤 芳憲 (下水道課庶務係長)
・ 小林 寛之 (下水道課工務係長)
・ 石橋 巧也 (下水道課主事)

傍聴者 0人

次 第

1. 開 会

(1) 会長あいさつ

2. 議 事

(1) 下水道事業：受益者負担金・分担金の統一（案）について

(2) 水道事業：水道料金の統一について

3. その他の議題

4. 閉 会

配布資料

・第3回美作市上下水道事業経営審議会次第

・第3回美作市上下水道事業経営審議会座席表

・資料一1 下水道受益者負担金・分担金統一（案）について

・資料一2 上水道区域及び簡易水道区域の水道料金統一に関する資料

会議録

1. 開 会

(1) 会長あいさつ

事務局 ただいまから、第3回美作市上下水道事業経営審議を開催いたします。

本日、[] 委員は公務のため遅れての参加となります。また、[]

[] 委員は欠席の連絡をいただいております。

本審議会は、出席者が過半数に達しているため、美作市上下水道事業経営審議会規則第6条第3項により、会議が成立していることを報告いたします。

本審議会は、議事の公開が原則となっており、傍聴希望があった場合は、入室していただきますのでご承知ください。

それでは、次第に従いまして、初めに会長よりご挨拶をいただきたく存じます。

[] の [] でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。議事に則りまして活発なご意見をいただき、審議していくきたいと考えておりますので、皆様何卒よろしくお願ひします。

2. 議事

(1) 下水道受益者負担金・分担金の統一（案）について

事務局 これより議事に移りたいと思いますが、事務局からのお願いでございます。議事の記録のために、発言の際はマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは、ここからの進行については、審議会規則により、[] 会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

[] 会長 それでは、議事に従いまして、議事の一つ目であります、下水道事業受益者負担金分担金の統一（案）について、下水道課の方からご説明いただきます。

中谷課長 失礼いたします。本日は、下水受益者負担金分担金の統一について、前回2回の審議会を踏まえ、1項目から6項目についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。全体的な流れについてご説明申し上げます。

項目1、統一方針では、まず結論として市としての統一方針をお示しいたします。項目2、合併協定では、統一の根拠となる合併協定について触れさせていただきます。項目3、下水道整備と資産価値では、前回第2回審議会で委員よりいただいたご意見に対する、調査結果の報告と、調査結果を踏まえ、冒頭申し上げる公共樹1基当たりの単位算定による統一が望ましいであろうという結論に至った理由についてご説明いたします。項目4、徴収猶予についてでは、徴収猶予については、従前のとおり残すべきであろうということについてご説明いたします。項目5、統一後の運用事例では、精度変更したのち、市民感情として生じ得る不公平感についてご説明いたします。項目6、他団体の検討事例では、美作市のように、市町村合併を経て誕生した団体が、下水道や農業集落排水といった汚水処理整備事業の制度について、合併前の異なる制度をどのように整理したか、他団体の事例についてご紹介いたします。

4ページをご覧ください。

市としての統一方針でございます。集合処理区域の公共樹設置1基あたり30万円の根拠につきましては、経営に影響のない水準として30万円としております。

内容につきましては、前回の会議でも説明いたしました過去5年平均で、年間31件898万3,248円の収入があります。

住宅新築、1件あたり20万円にした場合は、31件ですと620万円となり、過去5年平均より、およそ278万円の減収でございます。

1件あたり30万円にした場合、31件ですと930万円になりますので、過去5年平均より、およそ31万円の増収が見込まれます。

統一によって生じる下水道事業の経営への影響を考慮し、「30万円」が妥当であると判断をいたしました。

5ページをご覧ください。

統一対象外。①集合処理区域。旧地籍算定地域において、徴収猶予している土地は、猶予条件が消滅した場合、地籍算定による猶予している金額を徴収する。②集合処理区域以外。浄化槽の設置1基あたり20万円。

6ページをご覧ください。

区域、集合処理区域、事業、公共、特環、農集、小規模、金額でございますが、公共樹1基あたり30万円に統一。徴収猶予している土地は変更なし。宅地化等により、猶予解除した場合は、従前のとおり地籍算定による金額を徴収する。

集合処理区域外、事業、個別、生排、金額でございますが、浄化槽1基20万円、変更なし。

項目2として、合併協定です。

8ページをご覧ください。

合併協定書にも、受益者負担金は、当面現行のとおりとし、「新市において統一を図る」と記載しております。

この「新市において統一を図る」ことを実現しようとするものでございます。

項目3の下水道整備と資産価値については、藤澤係長が説明いたします。

藤澤係長 ここからは、藤澤が説明をさせていただきます。

項目3の下水道整備と資産価値ということで、前回の審議会において████委員よりご発言いただいた件について、調べてみた結果でございます。

前回を振り返りますと、「下水道の整備で土地の資産価値が上がると言われているが、本当に価値上昇があるのか。もし、上がらないのであれば、地籍算定を選択するメリットが減るので、検討する

方向性が出しやすいのではないか。」というご発言であったかと思います。

10 ページをお開きください。

下水道の整備が資産価値にどの程度影響を与えるかということについて、そのことに関して直接まとめられた資料というのは調べる限りはございませんでしたが、下水道は土地に付くものということで、地価がどのように変化するのかということについて調べてみました。

土地の取引価格につきましては、需要と供給のバランスなどの影響を受けると思われます。取引ごとに実際の価格は様々であると考えられますが、公的なものとしましては、国土交通省のホームページに公的な土地評価一覧というものが掲載されておりましたので、それを参考することいたしました。

11 ページをお開きください。

この表は、国土交通省のホームページの情報をまとめたものでございます。

1番上の1、地価公示が概要欄に書いてありますとおり、標準的な土地についての正常な価格を一般の方々にお示しするものということで、1番大元の地価でございます。これが公表されております。

2番の都道府県地価調査でございますが、こちらは都道府県が実施いたしますが、国土交通省が実施する地価公示と、調査時期、調査時点において相互に補完的な関係にあるとされております。

あと3の相続税評価や4の固定資産税評価というのは、地価公示の7割から8割という一定割合とされております。

名称がこのように複数ございますが、一つの土地について複数の異なる評価がされるものではないということがわかつていただけるかと思います。従いまして名称や実施期間、評価時点が異なりますが、その評価については、同一のものであるということが言えます。

次のページをお開きください。12 ページでございます。

評価基準について少し触れさせていただきます。

こちらも国土交通省のホームページでございますが、国土交通省では、不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行うにあたっての統一的な基準を定めております。

13 ページをお開きください。

この不動産鑑定評価基準というものの抜粋でございます。この評価基準において、下水道について記載されている部分を抜粋しております。第2節、地域要因といたしまして、上下水道についての項目があ

ります。下水道の処理施設の状態が不動産の鑑定評価に考慮されるということがわかります。

14 ページをお開きください。

同じく、抜粋でございますが、第3節の個別的要因においても、こちらにも上下水道についての記載があります。下水道施設の有無及びその利用の難易が考慮されることとされております。

このように下水道の有無については、鑑定の際に考慮されることはわかりましたが、どの程度金額的な影響があるのかということまでは明確になっておりませんでした。

15 ページをお開きください。

そこで当市の実際の地価が下水道の供用開始により、どのように変化をしたのかという過去の状況について、調べてみるとこといたしました。地価とは、鑑定評価額のことを言います。

平成17年度合併いたしましてその後、主に市内の勝田地域、美作地域で新たに、下水道の供用開始した地点がございましたのでそこで見ることにしました。

勝田地域では、ABの2地点、美作地域でCDの2地点の計4地点を拾ってみました。ちなみにですが、市内全域で約200か所の評価地点がありまして、そのうちの4地点ということになります。

16 ページをお開きください。

まずは勝田地域の2地点でございます。グラフにつきましては、毎年7月1日時点の基準地価の推移でございます。

どちらも右肩下がりになっていることがわかりますが、星印が下水道の供用開始地点、供用開始年度でございます。地点Aであれば、平成24年度に供用開始をしております。地点Bは、平成18年度に供用開始をしたということでございます。

どちらの地点においても、下水道の供用開始、下水道が使えるようになったからといって大きな地価の変動はございませんでした。

次のページをお開きください。

次に、美作地域の2地点でございます。こちらも先ほどと同様、右肩下がりの中で星印の供用開始地点においては、地価鑑定評価額に大きな変化は見られないということがわかりました。

続いて18ページをお開きください。

これらの結果から、下水道は土地の鑑定評価上はプラス要素であるということで、下水道のない土地よりかは下水道がある土地のほうが評価は高いと言えます。

しかしながら、下水道の有無については、鑑定評価項目の膨大な項目の中の1項目にすぎないということで、最終的な評価額において下水道の存在が土地の価格を金額的に、どの程度上昇させるのかということを定量的にはかることは、困難であるということが言えると思います。

実際の地価の推移を見ましても、下水道供用開始における明らかな地価の変動は見られなかったところでございます。

次のページでございます。

従いまして、少なくとも当市においては、下水道の存在が著しく地価を押し上げる要因にはなっているとは言えません。下水道が地価に与える影響はほぼないと言ってもいいのではないかなと思います。

従いまして、受益面積の多寡と下水道整備による受益の程度は、比例関係でないといえ、前回説明で地籍算定は土地の価値向上に応じた負担をしてもらうという受益者負担金分担金の考え方として、合理的であると説明したところでございますが、地価だけを見ますと、地積算定を積極的に採用する合理性は認められないという判断になりました。

こちらが項目としては以上冒頭申し上げた、公共樹1基あたりの単位算定が望ましいという結論に至った理由の説明でございました。

続きまして項目4の徵収猶予についてでございます。

負担金分担金の統一にあたり、徵収猶予をどうするかということには触れておかなければならぬということで、こちらに挙げさせていただきました。

21ページをお開きください。

徵収猶予とは何かということですが、下水道が整備された地域、いわゆる受益地といいますが、受益を受ける土地の受益者負担金分担金について、一定の要件に該当する場合は、納付を猶予することができる制度でございます。

主にはこちらに記載しておりますとおり、農地、池、沼、山林や係争地災害など土地の現況がどうかというところで、宅地でないような場合に、宅地化するまで納付を待ちましょうというような制度でございます。こちらは受益者の申請に基づいて、猶予することができることとなっております。

猶予事由が消滅した場合は、負担金をその時点で納めていただくこととなります。例えば、農地が宅地に変わったときには猶予を解除しての負担金を納めもらうというような制度でございます。こちらに

つきましては地籍算定地域のみに存在する考え方でございます。

次のページでございます。

22ページ、徴収猶予の負担金分担金の額についてですが、こちらに記載しております①～⑤については、徴収猶予がある場合の下水道受益者負担金分担金の賦課から徴収までの流れを示す1例でございます。徴収猶予でない場合は、①の賦課をして⑤へと移り、徴収して完結するというような形になっておりまして、受益者負担金分担金の金額は①の賦課の段階で決まるということでございます。

従いまして農地などを猶予するときには、①で賦課金額が決まった後に、受益者からの猶予申請に基づいて猶予を決定いたします。その後宅地化するなど、状況が変われば④の猶予解除をして、⑤の徴収といった流れになります。

このように徴収猶予済みの土地につきましては、①の時点で納めるべき金額が決まっているということでございます。

23ページをお開きください。

従いまして、徴収猶予済みの土地につきましては、今回議論している受益者負担金分担金統一の対象外として、徴収猶予については従来どおり有効とすることが適当であると、担当としては考えております。現在の取扱いと変わらず、徴収猶予している土地を宅地化するなど、猶予条件がなくなった場合には、従来どおり地籍算定した額を徴収するという方針でございます。

次のページをお開きください。

徴収猶予していた金額が変わると、というところでございますが、制度統一に際しましてこの徴収猶予済みの土地の支払うべき金額が変わることとなると、若干問題が起こります。金額の大小はございますが、多くの場合は少なくなるか、多くなるか納めるべき金額が変更されるということになります。

1の少なくなるという場合でしたら、例えば60万円の猶予をしているということが宅地化で60万円払う予定だったものがもし、30万になるということあれば、受益者に不利益がなくて納得が得られるだろうと思います。逆に、2の負担金が多くなるというような場合ですと、例えば15万が30万になるというような事例でいくと、受益者の方からの納得は得られないのかなと思います。

特に、2の増額するケースについて調べてみたところ、過去に遡つて受益者の方に不利益を与えることになります。この点について、市の顧問弁護士へ相談したところ、徴収猶予という既に決まっている行

政処分について、事後的に過去へ遡って不利益に改めることは、慎重に考えたほうが良いだろとアドバイスをいただいております。

また、下水道ではありませんが、住民負担を求めるような類似した事例といたしまして、裁判事例でございますが、行政処分の内容を事後的に変更すると、特に遡って不利益に適用するようなことを行うと予期しなかった負担を増加させるということで、予測可能性を損なうことになるため、問題であるという趣旨の裁判事例もあるようございます。

このようなことから、徴収猶予につきましては、統一対象とはせず、従前のとおり、現在徴収猶予している金額を有効とすることが適当だろと判断するものでございます。

ここで説明者を交代いたしまして、項目5以降は、石橋のほうから説明をさせていただきます。

石橋主事 それでは私からは、項目5及び6について、ご説明いたします。まずは、項目5「統一後の運用事例について」です。

26ページをご覧ください。

ここでは、1平方メートルあたり550円の地籍算定地域を単位算定に統一した場合の算定事例を紹介します。

集合処理区域における住宅新築など、新たに下水道を利用するケースは綺麗に統一されます。今回の統一は主にそこに重きを置いた統一です。しかしながら、徴収猶予された土地について、従来通りの取扱いとすること、地籍算定で賦課済みの土地においては再び受益者負担金分担金を賦課しないことなど、例外的な事例があり、実際の運用では、隣接する土地で受益者負担金分担金の金額が異なる事例が生じ得ます。

具体的な事例を、ご説明します。なお、この地図は説明用に作成したもので、実在するものではありません。

Aの土地は、宅地化まで徴収猶予を行っていた土地の場合です。徴収猶予を行っていた土地は、従来通りの取り扱いとすることから、宅地化した時点で猶予解除し、1m²当たりの単価550円を面積400m²にかけて、22万円を請求します。

Bの土地は、受益者負担金分担金が賦課されておらず、猶予もされていなかったケースです。こちらは、未賦課であることから、公共施設を新たに設置する際に、30万円の受益者負担金分担金を徴収します。

Cの土地は、400m²に対して賦課をしていたのちに、200m²ごとに

分筆され、分筆後の公共樹がない土地へ新たに公共樹を設置するケースでございます。この場合は、分筆前 400 m²の土地に対して、負担金を既に賦課していたため、公共樹を新たに設置した場合でも、徴収しないこととなります。

このように、もともとの土地面積に対して単価を掛けていた地域では、同時期に宅地化しようとする近接する土地間で、受益者負担金分担金の金額が異なる場合がございますが、やむを得ないものであると考えています。

続いて 27 ページをご覧ください。

先ほどの説明のほか、今回制度統一することにより、過去受益者負担金分担金を納めた方などとの間に不公平が生じることとなります。想定されるであろう不公平事例を紹介します。

例えば、①では、土地の面積で金額を算定する、地籍算定地域で過去に、受益面積が広く、多額の負担金を納めた受益者であれば、統一後の単価は、面積の大小に左右されないことから、安い負担金で下水道を利用できる新規受益者とでは、差が生まれて不公平感を持たれてしまいます。

②受益面積が平均より小さい場合です。例えば受益面積が 400 m²で 1 m²が 550 円の単価だった場合、従来の算定方法であれば、受益者負担金は 22 万円で済んでいたケースでも、統一後 30 万円であれば、従来の算定方法がお得だったとなります。

③徴収猶予地の場合ですと、新規利用者と計算方法が異なり、従来通りの算定方法とすることから、1 m²あたりの単価が 550 円の地域では、土地面積がおよそ 550 m²以上になると、統一後の 30 万円を超えるため、不公平感を与えることになります。

これらに対する対応としましては、可能な限り不公平感のない見直しにすること及び統一の趣旨について、理解を得られるよう説明をすることに尽きるかと考えております。

最後に他団体の検討事例についてご紹介します。答申の参考にしていただければと思います。

29 ページをお開きください。

岡山県内 27 団体に対し、下水道受益者負担金分担金の見直しを実施したかどうか、アンケート調査を行いました。27 団体のうち、当市と同じ、いわゆる平成の大合併を行った団体は 17 団体です。そのうち合併団体において、統一がなされた事例を紹介します。

倉敷市は、平成 17 年 8 月に、1 市 2 町の 3 団体が合併しました。

公共下水道事業については、合併年度である平成 17 年度に、関係団体すべてを倉敷市の制度に統一されております。農業集落排水事業については、合併前の金額で継続されております。

資料には記載しておりませんが、倉敷市の農集は、旧倉敷市が 20 万円、旧船穂町が 23 万円、旧真備町は土地 1 平方メートルあたり 410 円に 10 万円を加えた額でございます。例えば、400 平方メートルなら 264,000 円となります。

続いて新見市は、平成 17 年 3 月に 1 市 4 町の 5 団体で合併しました。こちらも合併年度である平成 16 年度に、特環、農集、小規模事業に関し、公共樹 1 基あたりの単価が統一されております。

真庭市は、平成 17 年 3 月に 5 町 4 村の 9 団体で合併しました。条例によると、合併時の平成 17 年 3 月、統一的な計算方法にすることについて条例が定められており、条例の施行日が平成 21 年度となっております。同一の団体になるということで、統一の方向で協議・改正がおこなわれています。

時期は遅く成りましたが、当市の統一もこれらと概ね同じような位置づけでございます。

30 ページをご覧ください。

こちらは、真庭市の条例から作成した表になります。真庭市の条例は、現在の条例に旧団体の金額等が載っておりましたので、表にまとめております。

下段見直し前、旧団体で金額や算定方法が異なっていたことが確認できます。1 戸あたり 15 万円から 35 万円の金額設定や旧川上村においては、観光事業などで施設の宿泊収容能力 1 人あたり 11,000 円を乗じるなどの設定もあったようです。

上段見直し後については、若干複雑な計算式ですが、計算してみると、平均宅地面積とされている 350 平方メートルで 20 万円になります。

また、面積に応じて変動しますが、狭い場合も広い場合も、著しく負担が変動しないようになっているようです。

例えば、面積 250 平方メートルでは約 18 万 5 千円。面積 450 平方メートルでは約 21 万 3 千円。面積 1,000 平方メートルでも約 26 万 9 千円となります。

31 ページをご覧ください。

県外自治体の事例として栃木県栃木市の事例がありましたのでご紹介します。

栃木市は、平成 22 年 3 月から平成 26 年 4 月にわたり、6 団体が関係し、3 回の市町村合併がおこなわれています。

32 ページをお開きください。

全ての合併が終わったあと、平成 27 年 4 月、下水道受益者負担金の見直しがおこなわれ、全市の統一ではなく、地域ごとに差が設けられております。詳細な検討経過は取得できませんでしたが、地域ごとに差を設ける合理的な理由があったと思われます。

電話で問い合わせをしたところ、この表は公共下水道についてであり、農業集落排水事業については、従来どおりとし、変更なし、とのことでした。

33 ページをご覧ください。

次は、金額的にどう変わったというものではありませんが、下水道受益者負担金分担金について、市町村合併に伴い議論がされた事例についてご紹介いたします。

こちらは、平成 24 年度の米子市下水道事業受益者負担金制度等検討報告書の内容の抜粋でございます。

鳥取県米子市は、平成 17 年度に 1 市 1 町の 2 団体が合併しております。合併後、公共料金に係る住民負担の統一が進み、平成 24 年度に下水道使用料と農業集落排水の使用料が統一されたものの、下水道整備の財源である受益者負担金・分担金・加入金については、負担額などに相違があることから、各事業や各制度間で住民負担の公平性や負担のあり方が検討された模様です。

34 ページです。

主な議論として、継続中の制度の変更を検討するにあたっては、公平性の確保に留意する必要があり、過去と現在そして未来、つまり時間軸の公平性と、地域や集落の間、つまり地域間の公平性の観点が重要であると述べられております。

結論としておりますが、制度統一又は制度変更に対する基本的な考え方として、「同一の制度を実施している地域や集落内では、一定の基準による負担の公平性が確保されている。地域間の公平性について著しく不合理な状況ではない。制度変更の検討は、原則として地域間の公平性より、時間軸の公平性を優先する。」などとされ、この報告書は、最終的に「助言」という位置づけで締めくくられています。

現状について、条例を見ますと、検討報告書が平成 24 年度に報告されたのちにおいて、平成 26 年度、平成 29 年度に条例改正履歴が

ありました。詳細が読み取れなかつたので、米子市へ問い合わせを行つたところ、市全体を同一の計算方法にする、などの大幅な制度統一はされていませんでした。

報告書に従い、時間軸の公平性を優先し、従来の制度を継続しているものと読み取れます。

35 ページをご覧ください。

こちら埼玉県久喜市は、平成 21 年度に 1 市 3 町の 4 団体で合併をしております。

先ほどの米子市と同時期である平成 24 年の、久喜市下水道使用料及び下水道事業受益者負担に関する答申書の抜粋でございます。

こちらの団体は、答申の時点では、下水道使用料、下水道受益者負担金分担金とともに、合併前の制度が継続採用されていたようで、合併協定書に定めた、合併後 3 年以内の再編を行うべく検討が行われております。

36 ページをお開きください。

下水道受益者負担金に関する主な議論としては、久喜市が採用している、下水道の整備区域別に 1 m³当たりの単価を算定するという負担区制をどうするのか、単価をいくらにするのか、旧団体ごとに 3 年から 5 年と異なる分納期間をどうするか、一部の旧団体のみで採用している報奨金制度をどうするか、といった内容です。

結論として、負担区制は、受益者負担の原則に則る観点から、今後も維持することが望ましいこと、単価は維持するが、新たな整備区域には新たな単価を設定すること、分納期間は 3 年に統一すること、報奨金制度は廃止することなどの内容で答申がなされております。

現状について例規集を調べてみると、答申後、平成 25 年 4 月に条例改正が行われており、答申に従った条例改正がなされているようございました。

下水道課からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対してご意見がありましたら、是非出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員

失礼します。■です。

意見ではありませんが、資料の 26 ページの内容で猶予の算定方

法について記載がありますが、猶予についてわかつていないので参考までに、教えてください。土地Aの事例は、宅地化までに猶予申請があったと読み取れるが、農地の転用申請をするなど、宅地化することが分かった時点で猶予申請をするのか。それとも、全く予定がなくって、とりあえず猶予申請を出して、新規に公共樹を設置したという形になるのでしょうか。

藤澤係長

Aの土地について、猶予中の宅地となっていますが、あくまで事例として提示したものであり、元々、農地や田んぼであるとご理解いただければと思います。猶予申請のタイミングについては、ここ一帯が下水道を使えるようになれば、受益者負担金を賦課します。現況で宅地でないと判断された場合は、猶予の申請を受け猶予を市が認めるという流れです。

委員

要するに、農地だった際に猶予申請をしていたということですね。Aの事例であれば、宅地化した時点で猶予額を請求するということですね。なので、猶予申請する段階である程度、宅地化の計画があったものととらえたらよいか。通常農地転用する際は、目の前に宅地化が見えてきているので、猶予申請するのではなく、転用許可が下りれば、当然下水道工事も同時進行で進むと思われる所以、猶予する期間というものがあまり想定されないのかなと思います。10年先で宅地化にする予定なので猶予しますという制度ではないかと思います。この先、猶予を新たにするという事例は出てこないと思いますが、猶予について当たったことがないため、捉え方が気になったので教えていただきたい。

会長

猶予を認めるタイミングについてのご質問かと思われますが、藤澤係長いかがでしょうか。

藤澤係長

失礼いたしました。猶予を認定するタイミングにつきまして、宅地化が進められているような土地であれば、猶予は認められないかなと思います。ただ現状、田んぼや畑であれば申請をいただいて、猶予を認める流れになろうかと思います。

委員

宅地化の計画がなく、公共樹を設置する予定がないのに、猶予申請だけ行うという意味がよくわからないのですが。

中谷課長 賦課自体は、田んぼや畠といった地目に関係なく、下水道の整備を進めている時点で、すべての筆に行います。すべての土地に対して、受益者から申告をいただき、田んぼ等であれば猶予を決定するというものであります。

委員 下水道を整備している地域一律に、賦課金額を算定し、その土地が宅地でない場合や宅地化する予定がない土地でも、区域全体に賦課をし、猶予申請をしてもらうということでしょうか。

中谷課長 そのとおりです。

森元部長 委員さん、前回第2回の質問に対して、先ほど下水道課の説明の中で回答を行いましたが、地籍と地価の関係について、ご理解いただけましたでしょうか。

副会長 はい。ありがとうございました。関係性について理解しました。これを踏まえて算定方法を地籍ベースにするのか、あるいは1基あたりにするのか再度確認し、協議していただければと思います。

会長 他にご意見ございますか。

委員 です。29ページの県内自治体の負担金見直し状況について、3団体の記載がありますが、津山市や赤磐市、備前市などの近隣市町村の見直し状況はどのようなものでしょうか。県内自治体の負担金額がいくらかなど、そのあたりも調べていただければ参考になるかと思います。

藤澤係長 近隣市町村につきましては、県内 27 全自治体に対しアンケート調査を行い、津山市や勝央町等からも回答はいただいております。ただ、調査からは、制度の見直しはされていないという回答であったため、29ページでは、実際に見直しを行った団体のみを掲載させていただいております。

また、県内自治体の負担金制度につきましては、第2回資料の32ページ以降にも掲載しております。その際にご説明しておりましたが、記載している内容は、自治体負担金の一部の情報であるため、すべて記載できませんのでご承知おきください。

会長

ありがとうございました。その他ご意見ご質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、下水道受益者負担金分担金統一（案）に関する審議は終了といたします。

(休憩)

(2) 水道料金の統一について

会長

それでは、時間になりましたので、審議の方を再開したいと思います。議題の二つ目であります水道事業、水道料金の統一について、事務局の方からご説明のほどよろしくお願ひいたします。

中村課長補佐

失礼します。水道課の中村と申します。それでは、水道課の資料についてご説明をしていきたいと思います。

まず、目次をご覧ください。説明の流れといたしましては、利益剰余金及び過年度留保資金の推移、次に収支計画、次に令和3年度決算の状況、次に、料金シミュレーション結果と状況、次に給水原価・供給単価の推移。その後、水道課の料金統一に関する案、そして、参考資料といたしまして段階別使用水量と件数、水道料金表、この順番で説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、次に、3ページをご覧ください。

こちらに、まず初めに前回ご質問がありました、留保資金の説明をさせていただきます。

上水道の10年間の推移を表とグラフに表しています。

簡易水道につきましては、財政課との協議で現金ベースが収支均衡になるまでしか繰入金が入ってこず、留保資金がたまらない状況ですので、こちらのほうに掲載はしておりません。

まず表についてですが、収益的収支、いわゆる損益で利益が出た部分が、A、B、Cで、Aの減債積立金は、こちらは借金の返済用に積立てているもので、令和3年度末で169,000,000円でございます。

こちらは令和10年度完済を予定している借入金の返済に充てる予定ですので、将来的には取崩して0円になる予定でございます。

グラフでは、紫色の線で表示しております。

統いてBの建設改良積立金です。こちらは、建設改良に充てるために積立てているもので、取崩したり積立てたりしながら、令和3年度

末で、198,000,000円でございます。

こちらは、老朽管更新事業を行っていく予定でございます。グラフでは茶色の表示で表しています。

続いてCの当年度未処分利益剰余金ですが、こちらは減債積立金と建設改良積立金に積立てていない通算の金額で、令和3年度末で、75,769,184円でございます。

損益の状況によって増減する部分でございます。グラフとしては、水色で表示をしております。

続いて過年度留保資金ですが、こちらは現金支出を伴わない経費の減価償却費等に充てられた部分を留保し、補填したものを差し引いた残りの残高は、3年度末で899,544,198円でございます。

こちらは資本的収支がマイナスの場合に、補填財源として使用しているものでございます。グラフでは、緑色の線で表示をしています。

次に4ページから7ページにかけて事業別に、財政予測を掲載しております。まず4ページをお開きください。

4ページですが、上水道事業の収益的収支でございます。令和3年度は決算額を入れております。令和4年度は当初予算、令和5年度からは、予測数値になっております。

収益的収入の料金収入は、人口減少傾向にありますので、国立社会保障人口問題研究所の数値を参考にしながら、人口減少率を1.9%で算出しております。

次に、岡山県の補償工事から得られる補償金の受託工事収益と、その他の営業収益は、平均的な数値を入れております。他会計補助金は、上水道事業ですと児童手当に関わる繰入金ですので、現状と同額を入れております。

長期前受金戻入ですが、こちらは補助金でつくった資産の補助金部分を、減価償却費に合わせて毎年収益化しているもので、現在の資産で収益化する金額を毎年計上しています。

その他の営業費用は、平均的な金額を計上しております。

次に、収益的支出の方ですが、職員給与費は、現在の人員数で計上しております。経費につきましても、平均的な数値で計上しております。

減価償却費についてですが、現有資産の年度別の償却額を、毎年計上しております。

支払い利息につきましても現在借り入れしているものの、年度別の利息を計上しております。

これらの収支差額に、漏水減免などの経費の特別損失を差し引いたものが、当年度の純利益または、純損失となっております。

次に、5ページをご覧ください。5ページは、上水道の資本的収支でございます。こちらは建設改良や借入金の返済に関わるものでございます。

資本的収入の国庫補助金は、老朽管更新時に、主要な管路を耐震管に変更するときに出る補助金で、計画時の補助金の収入を計上しております。

次に工事負担金は、新規で給水管を敷設するときにいただく加入負担金を、これまでの平均的な金額で計上しております。

その他の収入については、現在運用している債券を売却した場合に計上されますが今のところ、売却見込みはないので計上はいたしておりません。

次に資本的支出について建設改良費です。こちらは平均的な数値を計上しています。

こちらは年間1億5千万円から2億円の間で事業を行う計画でございます。

これにより、先ほど3ページで説明いたしました、留保資金の変動がないか、緩やかな減少で済むものと考えております。

次に企業債償還金は、借入金の元金返済部分で年度別に計上しております。

この財源として3ページで説明した、減債積立金を取崩して使用していく予定でございます。

その他については、債券購入時に計上されますが、予定がないため計上はしておりません。

また、資本的収支で不足する額が出た場合は、補填財源が必要となりますので、剩余金や過年度留保資金等で補填するようになります。

また、これには計上しておりませんが、本年度で作成中の施設統合再編計画が加わってきますが、こちらは規模が大きくなりますので、企業債を借入れながら行っていく計画であります。

以上が上水道で次に、6ページをお開きください。6ページですが簡易水道事業の収益的収支でございます。

上水道事業と同様に、令和3年度は決算額、4年度は当初予算額、令和5年度からは予測数値になっております。

内容も上水道事業と同様に、収益的収入の料金収入は、人口減少傾向にありますので、人口減少率1.9%で算出をしております。

また、岡山県の補償工事から得られる補償金の受託工事収益と、その他の営業収益は、上水道同様平均的な数値を入れております。

他会計補助金は簡易水道事業ですと、児童手当に関わる繰入金と借入金利息の交付税措置分を、こちらを年度ごとに計上しております。

その他の補助金は、料金収入で賄えない赤字補填部分を計上しております。

長期前受金戻入は、補助金等でつくった資産の補助金部分を減価償却費に合わせて、毎年収益化するものですので、上水道同様現在の資産で収益化する金額を計上いたしております。

次に、収益的支出の職員給与費は、現在の人数で計上しております。経費につきましても平均的な数値で計上して、減価償却費につきましては、現有資産の年度別の償却額を計上しております。

支払い利息につきましても、現在借り入れているものの、年度別の利息を計上しております。

その他の費用についても、平均的な数値で計上して、これらの收支差額に、漏水減免等の経費の特別損失を引いたものが当年度の純損失となっております。

次に7ページでございます。7ページは、簡易水道の資本的収支で、上水道同様、建設改良や借入金の返済に関わるものでございます。

資本的収入の企業債は、建設改良に関わる借入金を計上しております。

他会計出資金は、借入金返済等に関わる部分を計上いたしております。

工事負担金は、新規で給水管を布設するときに、いまだ加入負担金の平均的な金額を計上しております。

資本的支出の建設改良費ですが、こちらも平均的な数値を計上していますが、簡易水道の場合ですと、年間1億円前後で事業を行っていく計画でございます。

次に企業債償還金ですが、借入金の元金返済部分で年度別に計上いたします。

簡易水道事業については、補填財源がないため、資本的収支で不足する額が出ないよう、出資金を繰入れしてもらえるよう、財政課と協議済みでございます。

以上のこととが、上水と簡易水道事業の財政計画です。

次に8ページと9ページですが、3年度決算をもとに、財政収支がどのような構造になっているか、説明をさせていただきます。

8ページの上水道事業ですが、左の図の収益的収支ですが、総支出額が487,539,000円に対し、給水収益の463,654,000円を含む総収入が525,554,000円となっており、純利益が38,015,000円となります。

こちらの、純利益は3ページで説明した、未処分利益剰余金に加算され留保資金となります。

また中ほどに四角で囲んでおります、現年度の内部留保資金は、現金支出を伴わない支出の減価償却費（みなし部分）と書いてあるところですが、こちらの161,130,000円と資産減耗費6,807,000円が収益的収入で賄えていますので、こちらを合計した167,937,000円が、現年度の内部留保資金となり、現年度で使用しない場合、3ページで説明した過年度損益留保資金に加算されることとなります。

右の図の資本的収支ですが、総支出が400,002,000円に対し、総収入は、加入負担金と有価証券売却収益の205,115,000円となり、不足額は183,339,000円になりますのでこれを補填しなければなりません。

令和3年度では、消費税調整額11,548,000円と過年度留保資金183,339,000円で補填をしております。

3年度の単年で見れば右図の下にありますとおり、補填した過年度留保資金より、現年度留保資金分と純利益が上回っていますので留保資金全体としては増加したという結果でございます。

次に、9ページの、簡易水道事業でございます。

左の図の収益的収支ですが、総支出413,636,000円に対し、給水収益124,283,000円を含む総収入が217,149,000円となっており、純損失は196,487,000円となります。

また、中ほどに四角で囲んでいます現年度内部留保資金は、現金支出を伴わない支出の減価償却費、182,158,000円と資産減耗費12,940,000円のうち、収益で賄えている部分がございませんので、簡易水道の場合は、現年度内部留保資金はゼロ円ということになります。

続いて右の図の資本的収支ですが、総支出344,856,000円に対し、総収入は企業債の借入金と加入負担金と出資金の合計344,856,000円となって不足する額はなく、収支均衡となっています。

しかしながら、赤字補てんの出資金が131,379,000円必要なこと

が、現状で分かるかと思います。

次に 10 ページと 11 ページに、水道料金の試算を表示させていただいております。まず 10 ページの上水道事業をご覧ください。金額は全て税抜でございます。

令和 3 年度では、 6 m^3 までの基本料金部分で収入が、134,195,100 円でした。

1 件当たりの単価は 1,140 円で年間 117,715 件でございました。

次に、 1 m^3 当たりの超過料金部分では収入が 318,111,110 円でございました。

1 m^3 当たりの単価は 190 円で年間水量は $1,674,269 \text{ m}^3$ でございました。

閉栓管理料の収入は 11,347,700 円で、1 件当たりの単価は 700 円、年間で 16,211 件でございました。

こちらの下段に、上水を簡水の料金と同額にした場合の試算を表示しております。

基本料金が 960 円、超過料金単価は 135 円で計算しております。基本料金の総額が 113,006,400 円で、超過料金の総額が 226,026,315 円、閉栓管理料 11,347,700 円を足した合計が 350,380,415 円となり差額が、113,273,495 円の減額というふうになっております。

また下段には基本料金、超過料金別に影響額を表示いたしております。

基本料金は件数で計算いたしますので、1 円当たりの影響額が 117,715 円になります。5 円当たりの影響額は 588,575 円。10 円当たりの影響額は 1,177,150 円です。

次に超過料金は水量ごとですので、1 円当たりの影響額が $1,674,269$ 円となり、5 円当たりの影響額が 8,371,345 円、10 円当たりの影響額は 16,742,690 円となります。

次に 11 ページの簡易水道事業をごらんください。金額は先ほどと同じく、全て税抜でございます。

令和 3 年度では、 6 m^3 までの基本料金部分で収入が 41,072,640 円でした。1 件当たりの単価は 960 円で、年間で 42,784 件でございます。

1 m^3 当たりの超過料金部分では、収入が 80,379,810 円でした。 1 m^3 当たりの単価は 135 円で、年間水量は $595,406 \text{ m}^3$ でございます。

閉栓管理料の収入が 2,830,800 円で、1 件当たりの単価は上水道同様 700 円で、年間で 4,044 件でございました。

こちらの下段に、簡易水道を上水道の料金と同額にした場合の試算を表示しております。

基本料金が 1,140 円、超過料金単価 190 円で計算しています。

基本料金の総額が 48,773,760 円で、超過料金の総額は 113,127,140 円で、閉栓管理料の 2,830,800 円を足した合計が 164,731,700 円となり、差額が 40,448,450 円の増額となります。

また下段には上水と同様に基本料金、超過料金別に影響額を表示しています。

基本料金は 1 円当たりの影響額が 42,784 円になり、5 円当たりの影響額は 213,920 円、10 円当たりの影響額は 427,840 円です。

超過料金は 1 円当たりの影響額が 595,406 円となり、5 円当たりの影響額は 2,977,030 円、10 円当たりの影響額は 5,954,060 円になります。

次に 12 ページをご覧ください。10 ページで試算した、上水の料金を簡水に合わせた場合の財政収支の表でございます。8 ページの表と比較していただきたいと思います。

まず給水収益を 463,654,000 円から 10 ページで試算した、350,380,000 円に変更しています。

この場合、収益的収支が 38,015,000 円の黒字から、こちらの 75,259,000 円の赤字となり現年度内部留保資金は現金支出を伴わない減価償却費等の全てを賄えていたものが、こちらが一部しか賄えなくなることにより、資産減耗費の 6,807,000 円と減価償却費部分の、こちらが収益で満たされているのが 85,871,000 円の合計 92,678,000 円となります。

これにより、資本的収支の下段になりますが、資本的収入の不足により、補填した過年度留保資金 183,339,000 円に対し、現年度内部留保資金が 92,678,000 円ですので、差引き 90,661,000 円のマイナスとなり、赤字ですので純利益もないことから単年で見ると、90,661,000 円過年度留保資金が減ることとなります。

のことから、上水の料金を簡水に合わせた場合、毎年、過年度留保資金が約 1 億円程度減っていき、将来、一般会計からの繰入金が必要になると予測をしております。

次に、13 ページをご覧ください。こちらは 11 ページで試算した、簡水の料金を上水に合わせた場合の財政収支の表となり、9 ページとの比較になります。

給水収益を 124,283,000 円から、11 ページで試算した 164,732,000

円に変更しをしております。

この場合、収益的収支が 196, 487, 000 円の赤字から、157, 938, 000 円の赤字となり、赤字額が 38, 549, 000 円減少いたします。

これによりまして、現年度内部留保資金がなかったものが現金支出を伴わない減価償却費の一部と、資産減耗費の全部を賄えるようになります。資産減耗費部分 12, 940, 000 円、減価償却費部分の 24, 220, 000 円の合計 37, 160, 000 円が現年度内部留保資金となります。

こちらが資本的収支に補填できるようになります。赤字補てんで出資してもらっていた 130, 820, 000 円が 94, 219, 000 円で済むようになります。差引き 37, 160, 000 円出資金が減少することとなります。

収益的なものとして合計繰入金は 39, 060, 000 円減額出来ますが、赤字補てんでの繰入金は 94, 219, 000 円繰入れないと収支不足になるという結果でございます。

次に、14 ページをご覧ください。

こちらは前回資料にもありました、給水原価と供給単価の推移のグラフでございます。

上水道事業では、青色線の給水原価と灰色の線の供給単価とが均衡していることをあらわしております。

簡易水道事業では、茶色の線の給水原価が、黄色の線の供給単価を大きく上回っていることが分かるかと思います。

次に 15 ページをごらんください。

こちらに水道課の統一案を表示させていただいております。

先ほどから説明させていただいた結果から、上水道を簡易水道の料金統一した場合、黒字から赤字に転落し、留保資金の減少が毎年 1 億円以上となり、簡易水道を上水道の料金統一した場合、赤字が 4000 万円程度回復し、繰入金も同程度減少しますが、繰入金が必要なことには変わりはございません。

また、給水原価供給単価を見れば、簡水は給水原価が、供給単価を上回っており、上水は給水原価と供給単価が均衡を維持していることから、水道課の統一案は簡易水道を上水道の料金に統一することとさせていただきます。

また新たに単価を設定して統一したほうがいいという意見もある方はございますが、今回はどうちらかに料金を統一することでお願いいたします。

統一した後、先ほども、説明した施設の統合計画ができ上がり、建設費用もわかつてから、料金の改定を行っていったほうがいいという考え方でございます。

例えば改定年数を決めてその年数ごとに改定の検討を行っていくような考え方であります。

次に 16 ページからは参考資料をつけております。

16 ページは、上水道段階別に使用水量と件数に分けたグラフでございます。

表上は年間のトータルの数字でございます。

まず青色の棒グラフが件数の集計でございます。

基本料金、 6 m^3 以内の件数が最も多く、4万件弱でございます。

青色の、数字は左側の数字に対応しております。

次に多いのが $11 \sim 20 \text{ m}^3$ の間、次に $21 \sim 30 \text{ m}^3$ の間、次に $7 \sim 10 \text{ m}^3$ の間が多い結果となっております。

茶色の線は、段階別のトータルの水量でございます。

右側の上限が 50 万 m^3 に対応しております。

$11 \text{ m}^3 \sim 20 \text{ m}^3$ の間でトータル水量が最も多く 50 万 m^3 弱で、次に $21 \sim 30 \text{ m}^3$ の間が多くなっております。

次の 17 ページをごらんください。

17 ページが簡易水道段階別に使用水量と件数に分けたグラフでございます。

表示は先ほどと同じく、年間のトータルです。

青色の棒グラフが件数の集計で、基本料金 6 m^3 以内の件数が最も多く約 16,000 件で、次に $11 \sim 20 \text{ m}^3$ の間、次に $21 \sim 30 \text{ m}^3$ の間、次に $7 \text{ m}^3 \sim 10 \text{ m}^3$ の間が多いというように、上水道と同様の結果となっております。

茶色の線が段階別のトータル水量をあらわしております。

$21 \sim 30 \text{ m}^3$ 間のトータル水量が最も多く 16 万 m^3 強で、次に $11 \text{ m}^3 \sim 20 \text{ m}^3$ の間が多くなっております。

次に、18 ページですが前回と同様、使用水量別の料金早見表をつけておりますので御参考にしてください。

以上で資料の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

会長

ご説明ありがとうございました。ただいま事務局からですね、水道料金の統一案についてご説明がありました。

今のご説明をお聞きになってですね、何かご意見があれば、ぜひ、出していただければと思います。いかがでしょうか。

委員

すいません、といいます、よろしくお願ひします。

料金はいったい簡易上水合わせていくらになるのかという話ですけど、1番最後の資料がそうなのかなとおもいますが、2割から3割と上がるところもあるとみうけられますが、どうなんですかね。結局は一般会計からいくらお金が必要なのかという話で、料金が決まるのではないかと思います。前回、私は欠席したのですけど、前回も何か意見が出とったみたいですが、水道課の考え方とし、いくら一般会から繰入れるのかなということもあります。議員さん、これ9月議会か12月議会で議会にかけるんでしょうけど、各地元でですね、いろんな要望を受けたんじゃないかと思いますし、果たしてこれだけの料金が上がるというのが、いかがなものかと思いますし、果たして水道課が一体どれぐらいの繰入れを考えているのかというのが見てこないんですけど、今、この案でいくと大分減るわけですよね。一般会計の負担が増えるのではないか。

それで、市のお金を使わずに料金を上げようというふうに見えるんですけど、その辺の考え方方が何かありましたらちょっと教えてもらえたると思います。

菊池課長

上水道の地域は、一般会計からの繰入れは今現在、なしで何とか運営出来ている状況です。

簡易水道の地域については、ある程度もらわないと賄えていないという状況にございます。

それでその辺りを、一応、水道事業というものが、独立採算というような、原則がありますので、それを考え、なるべくそれに近づけたいということで、いくらか一般会計からの繰入れを減らしたいなというのが、水道課としての考え方でございます。

委員

基本的に、市からの繰入れを減らしても独立採算ということがあると思います。そういうもののを目指していくということで、よろしいでしょうかね。

恐らく、これだけ3割、うちも自分のところを思ったりするんですけど、影響がすごく大きいだろうなと。果たしてどれだけの、影響があるだろうかなというふうに考えるんですけど。

ただ単純にそれだけ今度は、市の予算が助かるわけですよね。今度は、今まで繰入れていたお金が浮いてくる。市もお金ないでしょうけど、浮いてくるいうのがあるんですけど、その辺が言われる人は言われるんじゃないかなという思いがあります。

市からの繰入れを変えずにですね、統一するいう考え方もあるんじやないかなと。逆に言えば、上水が下がるというような考え方もあるんじやないかなということもありますし、まず難しいでしょうけど、そういう、答えとしては一般会計の繰入れを、できれば減らしたい。それから独立採算の考え方でやっていきたいことで、それに合わせということで、更改ということですね。

菊池課長

そういうことも考えながら、今一応地域差があるということで、1番はそれを是正したいという思いから、どういうふうに変えていったらしいのかなということで、検討はしてまいりました。

委員

上水と簡水の料金が違うというのは、市民全体からいうと、ちょっとおかしいんじゃないかという気はします。経費を独立採算で賄うんだという原則ですが、その原則にしますと、今後ますます簡水のほうは人口が減って、事業に対するものを独立採算するということになると今度は上水を大幅に上回らなければ、独立採算ができないんじゃないかと思います。単年で通されるんか、そしてその将来的に、簡水のほうが費用がたくさんいるんだから上水を越えて、徴収するというようなことはないんでしょうか。どうなんですか。

会長

少し、長期的な視点も入ってるかと思いますけれど、事務局のほうで今のお考えをお聞かせ願えればと思います。

中村補佐

独立採算ですが、費用を全部賄うところまで行くと、さんがおっしゃられたとおり、原価がとてもなく上がってしまうことになるかと思いますが、そこまでは考えていません。今、統一することでそこを基準に、13ページですが、簡水の料金を上水道に合わせた場合でも、基準外の繰入れが9,400万円ほどもらわないといけなくなるんですが、そこはもう上水と、統一になっているわけですから、そこの赤字になった部分は財政課と協議して一般会計から出していただくというふうな思いではあります。

なので、完全な独立採算を目指すわけではなく、一応基準ということ

でお考えいただけたらよろしいかと思います。

〔委員〕 単年で上げてしまうんですか。それとも段階に考えておられるんか、どんなでしょうか。

〔中村補佐〕 そちらの方も色々とご意見があろうかと思いますので、出来たらそちらのほうもご審議していただければと思っております。

〔委員〕 できれば段階的に上げたほうが、市民感情としてもいいんじゃないかと思います。

一気に上げると、今度は水道料金値上げだけではなく、下水料金も自動的に上がります。こうして値上げが続いておりますが、できれば段階的にでもいすれば、上水と簡水は一緒にはならないといけないんじゃないいかという考え方ですけれども、そこを一度にするんじゃなしに、段階でできればやっていけばいいんじゃないかと思います。

〔会長〕 今、段階的にというお話がございましたけど、〔委員〕のご意見として、この段階的というのはどれぐらいのスパンでお考えのところとか、何かその点に関してご意見ございますか。

〔委員〕 何年でということではないんですけども、一度に上がると、わあっというようなことになると思いますので、例えば3年から5年ぐらいかけてするとか、ただ今の試算ですけども今、電気料金がものすごく上がりつたり、いろんなもんが上がつりますんで、これでもまだずっと赤字になるんじゃないいかと思いますけど、大変、市民の人も、どれらい高くなつたなというような感じを持たれるより、何とか、そういう段階的に、上げていただいたら、いいんじゃないかと思いますけど。

〔会長〕 今の段階的な値上げに関して、何かご意見ある委員の方おられるでしょうか。

〔委員〕 先ほど、下水から水道に審議が移ったわけですけど、委員長、提案に対する採決は取られるのですか。

〔会長〕 いえ、現段階では質疑のみとさせていただきます。

委員

であれば、先ほど委員が言われたとおり、最終的な採決の際に申し上げますが、下水道負担金にしろ、水道料金にしろ、段階的な統一が望ましいのではないかと思います。具体的な段階の間隔については、後から申し上げますが下水については資料を見ますと、地域で単価が20万、30万、40万円とあります。それを全て30万円にしようということは、例えば3年でそこに合わせていこうと。水道料金についても同様のことです。それらを含めてこの場で具体的な議論が必要かと思います。以上です。

会長

事務局の方から、今の段階的な値上げに関して、ご意見のほういかがでしょうか。

森元部長

先ほど、委員がおっしゃられたとおり、過去に料金改正を行われた市町村を見ますと、やはり段階的に統一している傾向にあります。水道料金に関しては、一度で合わせるべきという意見もありますが、その点に関して、この場におられる委員の方にご意見を頂戴したいと考えております。

委員

それでは私の方で水道、下水ともにご意見を申し上げたいと思います。

まず、下水道負担金分担金の統一案が示されたわけでございますが、私はこれでよいのではないかというふうに思います。下水道事業は、建設省農林省等の補助を得まして各町村が、公共、特環、農業、小規模等の地域にマッチした、事業展開が行われてしております。各町村の考え方で負担金分担金が定められておりますが、私たち受益者は、いずれの事業であっても利便性は同一です。市内統一は必要だと思いますが、統一で不利益を受ける地域の理解を得ることが難題となると思います。何年間後の段階を得て、統一料金に持っていくということで、賛成をさせていただきたいと思います。

そして、下水道料金についてお尋ねします。現在、税抜きで下水道基本料金6m³あたりが900円、超過料金が1m³あたり145円と現行が維持されていくというお考えでしょうか。

続きまして水道料金の統一案は、簡易水道を上水道に統一という案でありますが、私は賛成の意を持っております。

基本料金が960円を1,140円で、18.75%アップするという、これは非常に高いです。

超過料金が135円は、190円で40.7%アップ。合計で32.54%アップというような、数字がはじいてみたら出ております。

平均使用量が先ほども、平均が約20トンみたいな感じでございますけど、20トンで税込み簡水を上水の金額に直すと、3,135円から4,280円にアップと、だって33.3%ということになります。

この本日の資料にもありますが、4,040万ほどの収入増であって、赤字会社の料金統一であり、高い上水に合わず政策案ありますが、簡水の利用は、約3割位程度弱と思われますが、水道使用料は、以前の議会でも、難題で議論されております。

一度に3割以上上げての統一ではなく、何年間かの段階を得て、統一料金にするという方向性を持っていくことで、案に賛成いたします。

水道、下水の使用は、日々の生活に欠かせないものであります。

高齢化が進む中、運営にはご苦労をおかけいたしますが、住んでよい、住んでみたい、美作市に本当お願ひいたしまして、諮問についての私の意見といたします。

以上です。

会長

委員ありがとうございました。

委員からご意見があるようなので、一旦お願ひいたします。

委員

まとめの意見が出たところで恐縮なんですがちょっと表の見方がわからないので、質問という形でお尋ねしたいと思います。簡水のところ6ページです。

収益的収支のところの1番下のところの、当年度純利益または純損失、令和3年度決算でいくと、マイナス1億9,600円余り、これが単年の赤字の額で、これが一般会計から繰入れになっているというふうに理解したらしいでしょうか。

中村補佐

この純損失の1億9,648円は赤字部分で、こちら側の現金を伴わない減価償却費などが入っておりますので、一般会計からの繰入金といましても、上の他会計補助金1,580万円、その他の補助金190万円と、次のページ7ページの他会計出資金です、2番ですね、2億6,220万円。収益的収支の部分でいきますと、6ページの他会計補助金とその他補助金の部分だけになります。

委員

企業会計はちょっと私よくわからないので見方がわからないんですけど、8ページあたりから出てくるこの表というか、表なのかな、この形のものにしても、一般会計からの繰入れというのは、今おっしゃった、簡水の令和3年度ベースだと1,500万だけということですね。1,508万円という数字ということですね。

6ページのところの、令和3年度決算の営業外収益、補助金の他会計補助金は、1,508万円。

これ先ほどの説明のときに、これ児童手当とそれから支払い利息の穴埋めとおっしゃっていたんですけど、それで間違いないですよね。

中村補佐

例えば、令和3年度でいきますと他会計補助金の1,508万円と、その下の他会計補助金190万円の合計額となります。

他会計補助金の内訳ですが、支払い利息の交付税措置分ですね、先にこれだけは出しますと言われたもので、その他の補助金、こちらが赤字補てんの部分となります。

委員

あと、資本的収支のほうの他会計出資金これは、償還に当たってる部分ですよね。

主に、償還に当たるものと考えたらいいですね、同じような数字なので、企業債の償還金に当たっているような額に近いものが、一般会計からの繰入れになっているという形ですね。

中村補佐

こちらのほうも、交付税措置分元金に対する交付税措置分が約半分と、残りの赤字部分の合計額となっております。

委員

表の見方がなかなかわからなくてこないので、単純に一般会計からの繰入れが何億円というような状況で、上水に合わせて、4,000万円余りの改善というところで、なかなかまだ追いつかないなというところでありますけども、先ほどもおっしゃったように、同じ水を使うのに上水簡水で差がってはいけないというのは同じ、いいと思いますし、段階的にというのも、当然望むところではあります。

ただ、もう1点気になったのが先ほどからちょっと聞き取れなかつたのですけど、今なんかの計画を見直していらっしゃるということでそれが、その計画書がまとまればまた料金も見直すということをおっしゃっていたように思い、聞いたのですけど、段階的に行くときにそ

の計画書の出来上がりに伴ってまた改定っていうところと当たつてくるようなところはないのですか。

中村補佐

まず先に、9ページをご覧いただいて、左下のほうに、収益的収入と資本的収入の基準内繰入れ、基準外繰入れというところがございます。こちらを見ていただいたら繰入金がどのようにになっているかというのが1番わかりやすいかなと思います。基準外繰入れというのが赤字の補填部分になっております。基準内というのは交付税措置されるもので、これだけ、もう決まっているものというか、もらえるのが決まっているという部分でございます。

それから、広域等再編計画が今年委託で出して計画をしておりますが、それも、工事費なんか分かるかと思うんですが、それでいつからやるかということによって、もし段階的に合わせて行く場合とか、そういうことと重なるかもしれませんし、後からやっていくかもしれません。

施設の老朽化の具合や、そこら辺に合わせていつからスタートするかということはまだちょっと決まっておりませんので、ちょっと詳しいことは、なかなか、ここでは言えないということになります。

会長

すいません今のお話ですと、今後起こりうる設備投資に関してはちょっと今のところ、ここに入ってきてないと言う点の理解でよろしいですね。

委員お願いします。

委員

はい。今、再編計画のでき上がりによって、先のスタートが見えないということだったんですけど、その段階で、段階的に上げていくっていうのを決めるというのは、どういうふうになるというか、再編計画のスタートが全く見えないというので、例えば3年にするのか5年にするのかっていうところで、再編計画をつくったのは、5年も動かないっていうことではないと思うので、再編計画自体はいつごろ出来上がるんですか。

中村補佐

再編計画自体は今年度末の3月に上がってくる予定ですので、そこで事業費の概算ですが、確定してくるかと思います。

それから、段階的に合わせて行った場合ですと、長く、何年もかけて、5年とかかけて段階的に合わすとかいう場合ですと、ちょっと重

なってくるかと思いますが、3年とかになってくると、そのあとで統一になったときと同じぐらいに、その統合計画とか、一度に始まるわけじやなくて、先にやらなくちゃいけないとことか、これ後からでもええよというさび分けがありますんで、そこからやっていってすぐに料金を上げなくてはいけないみたいなことにはならないように、4条の老朽管とかの建設改良費の計画もあわせて、いきたいなと考えております。

委員

今年度、この3月に上がるということですね。この3月、令和5年の3月に出来上がるということですね。それなら、段階的なことももう、先ほどこの審議会で協議をということでおっしゃったんですけども、そうすればその辺り、計画見直した後にはどれぐらいの時期から動き出すので、できれば何年での段階的なものっていうのも事務局の考えというのも少しいただけたらいいのかなというふうに思います。

それから、15ページの水道課案、作文のだけの話ですけども、これだけの3割以上も値上がりするという状況が見える中で、当然同じ水を使うので上水簡水そろえていくというのは、やむを得ないところかとは思うんですが、この説明、水道課の説明を見る限り、なかなか説得力がないなと思っています。

簡水の上水の料金に統一しても赤字が4,000万で、変わらない、変わらないけど、あげますっていうのではちょっと説得力が余りにもなさ過ぎるので、こういったところはもう少し丁寧なもの、現状で、一般会計からの繰り出しも、多い中、やはり同じ水を使うので、同じレベルで使うっていうそういうあたりの丁寧な説明をした上でまとめが必要じゃないかなと思います。この15ページ余りにも乱暴かなと思いました。以上です。

会長

ありがとうございます。

そのほかの委員からご意見ございますでしょうか。

今、1件を出していただいたものをまとめますと、おおむね原案のほうには、原則賛成ということですが、上がり方が急になっているので、段階的に出来ないかと。

ただ1点考えないといけないのは今後、どのような形で設備投資が必要になってくるかという点も踏まえながら、考える必要があるのでないかというような話もあわせてですね、出てきておるんですけども、事務局のほうとしては、この原案に関して今の意見を踏まえ

て、今後どういう対応をお考えかという点について、お聞かせ願えればと思います。

菊池課長

はい。一応、段階的でということで、それと、更新の計画というのが重なるとかいう意見もいただきましたので、ここでは、格差是正ということで、統一方針いうものをうちの案を説明させていただきました。

それで、再編計画といいますのと同時に、一応古い施設がたくさんありますので、その辺のこと、どういう順番でどういうふうにやつていこうかなっていうのは、ここで3月末にできるものを見た上で、検討が必要な部分がたくさんあります。この3月に出来たからといって、概算で全体的な費用は出るんですけど、それをどういうふうに扱っていくかというようなことも検討する時間がかなりかかるのかなとは考えております。

それを参考に統一ということに、ちょっと外していただけたらなというふうに思います。

段階的なことについては、少しどういう方法があるかというのもありますので、ちょっと検討させてもらいたいなというふうに考えております。

会長

おっしゃられる点としては、今後設備投資のほうに関しては、今後の資金調達の話もあるので、ちょっと今回の段階的な値上げいわゆるその収支の部分とはちょっと別に考えて、段階的な部分というのは急な上がり方の分だけ議論をしたいというような理解でよろしいでしょうか。

ということであるとですね原則として、今の委員の意見も聞いていても原則としては統一の方向性ということに関しては、皆さん、意見は同じではないかと思っておるんですが、やはりこの上がり方が急だということに関して、この原案に関しては、そうするとちょっとどういう形で今後審議していくかっていうことをちょっとこの場で決めておく必要があるかなというふうには思うのですが、事務局のほういかがでしょうか。

森元部長

はい、すいません。今日下水道それから水道用の料金について、皆さん議論いただきまして、おおむね統一でよいという意見が多くったんではないかと思います。

そして統一のやり方ですが、段階的にやっていくのが望ましいというご意見をいただいたと思います。

今回、その意見をいただきまして、統一の方法は段階的に行うという前提で、例えば2年以内にするとか、1年以内でやつていこうとかいうようなやり方はいろいろとあります。その点を水道課、下水道課のメンバーで検討していきまして、次回には提示させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

会長 今、事務局のほうからこういった方針でという説明でしたが、委員の方々、今の事務局のご説明に対して、その方向性でよろしいでしょうか。

ではですね、そういう形で段階的な引上げの方法ということに関して、次回事務局のほうからお話をいただき、次回その点に関して、審議するという方向性で進めさせていただければというふうに思います。よろしいでしょうか。それでは、そのほか意見等、委員どうぞ。

委員 度々すいません。段階的な、見直しの案を練ってくださるということで、次回の資料についてのお願いです。

11ページあたりの、どちらかに合わせたのっていうのは全体でしか数字が見えてこないので例えば一般的な家庭、20トンなら20トンのところが、簡水を上水ベースに上がった合わせときに、どれぐらい上がりてくるかそれを3年かけていくのであれば、1年ごとにどれくらい上がるか、その個別の数字の分かるものがあれば、今ここで試算したところ、20トンだと、多分、950円の値上がりかなと、今試算をしてみたらちょっと、違ってるかもしれません。

なので、3年なのか1年なのかわかりませんけども、その3回に分けて上げるとしたらこれぐらいになるっていう、一般的なところ、1番加入者の多いところとか、使用料の平均的なところとかっていう資料が後ろについていたと思うので、ああいったところで、具体的なその個別の数字が見える資料をつけていただければありがたいかなと思います。

水道のほうはかなりコンパクトの資料になっているので毎回お願いします。

会長 よろしいでしょうか。

そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

副会長 [REDACTED]と申します。1点だけ7ページでお願いしたいのですけれども、先ほど再編計画の収支、なかなか入れることが難しいというお話をあったとかと思っています。

ただ、7ページの上から2行目ですかね、他会計出資金の推移を見ていると右肩下がりのように見えております。

つまり、一般会計からの負担金、補助金が減少傾向にあるように見てこの状況だと、本当に値上げしないといけないのという疑義も多少は生じてしまうかなというふうに思っています。

そのため、このあたりの説明については、もう少し何か補足の説明、もしくは再編計画を入れた数字でお示しいただく、もしくは数字そのものをちょっと調整していただく等の検討整理が必要なのかなというふうに思っております。

会長 今の[REDACTED]委員の提案について、事務局のほうから何かございますか。次回はこの点を踏まえて、案を提出していただけるという理解でよろしいでしょうか。

中村補佐 7ページの出資金が減少している原因ですが、こちらは企業債の償還金の償還が進み減っていくというような感じになっております。新しい借入れを追加していない面もありますので、それで減少しているということになっております。

会長 その点に関して次回に、ご説明をいただければというふうに思います。その他意見等ございますでしょうか。

[REDACTED]委員、お願ひいたします。

[REDACTED]委員 先程お尋ねした、下水道使用料についての回答をお願いします。

中谷課長 下水道使用料につきまして、今の料金体系は平成28年10月に市内統一を図っております。また、総務省が示しております、経営目標でございます「最低限行うべき経営努力として、20m³あたり3,000円」が経営の目標でございます。現在美作市としましては、20m³あたり3,223円と、総務省が示しております数字を若干超えておりますので、現状を維持していきたいと考えております。

会長

ありがとうございます。その他ご意見、ご質問ありますでしょうか。

それでは、事務局から連絡事項はございますでしょうか。

(3) その他

事務局

連絡事項といたしまして次回開催時期は、令和5年の4月から5月を予定しております。日程が決まりましたらお知らせいたしますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

(4) 閉会

会長

それでは、本日の主な議事の方向性としましておおむね料金の統一ということに、関しては皆さんの意見は一致しておりますけれども、上がり方の観点から、段階的な引き上げというのがこの案として可能ではないかということを事務局で検討していただくということで、次の開催といった方向で進めることでよろしいでしょうか。

以上をもちまして、第3回美作市上下水道事業経営審議会を終了いたします。皆様には長時間にわたり、活発なご意見をいただきましてどうもありがとうございました。

美作市上下水道事業経営審議会（第4回）会議録

日 時 令和5年5月22日（月曜日）
午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 美作市民センター3階大研修室（美作市栄町35）

出席者 【委 員】11名（委員総数12名 五十音順、敬称略）

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED] (会長)
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED] (副会長)
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

【美作市】

- ・ 森元 浩之 (都市整備部部長)
- ・ 菊池 広幸 (水道課課長)
- ・ 中村 芳道 (水道課課長補佐)
- ・ 香山 雄一 (水道課庶務係長)
- ・ 守岡 憲司 (水道課工務係長)
- ・ 中谷 雅律 (下水道課課長)
- ・ 高坂 正和 (下水道課課長補佐)
- ・ 藤澤 芳憲 (下水道課庶務係長)
- ・ 小林 寛之 (下水道課工務係長)

傍聴者 0人

次 第

1. 開 会
 - (1) 会長あいさつ
2. 議 事
 - (1) 下水道事業：受益者負担金・分担金の統一に向けた移行方針について
 - (2) 水道事業：水道料金の統一について
3. その他
4. 閉 会

配布資料

- ・第4回美作市上下水道事業経営審議会次第
- ・第4回美作市上下水道事業経営審議会名簿
- ・第4回美作市上下水道事業経営審議会座席表
- ・資料一1「下水道受益者負担金・分担金統一に向けた移行方針について」
- ・資料一2「上水道区域及び簡易水道区域の水道料金統一に関する資料」

会 議 錄

1. 開 会

(1) 会長あいさつ

事務局 本日は、公私大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから第4回美作市上下水道事業経営審議会を開催いたします。

本審議会は、出席者が過半数に達しているため、美作市上下水道事業経営審議会規則第6条第3項により、会議が成立していることを報告いたします。

なお本審議会は、議事の公開が原則となっております。傍聴希望があった場合は、入室していただきますのでご承知ください。

それでは、次第に従いまして、初めに会長よりご挨拶をいただく存じます。よろしくお願ひいたします。

〔会長〕

それでは、第4回の美作市上下水道事業経営審議会について、これから議論させていただければと思います。
何卒よろしくお願ひいたします。

2. 議事

(1) 下水道受益者負担金・分担金の統一（案）について

事務局

事務局からのお願いです。審議会の議事録の作成のために、発言の際はマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、審議会規則により、
〔会長〕にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔会長〕

ではまず、本日の審議の全体的な流れについて申し上げます。

下水道受益者負担金分担金の統一の審議と水道料金の統一の審議については、きっちりと区分をして議論をさせていただきます。

まず前半が「下水道受益者負担金、分担金の統一について」の説明を受けます。

その後、委員より、下水道課が説明したことについて、質問や意見をお受けします。

次に、下水道受益者負担金分担金の統一の答申（案）についての協議を行いたいと思います。

答申（案）を配布いたしますので、委員より意見をお聞きした上で、答申の完成までいけたらと考えております。

後半の「水道料金の統一」の審議についても同様の流れで行いたいと考えております。

それでは次第に沿って進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、議事の1「受益者負担金分担金の統一に向けた移行方針について」、事務局からご説明をお願いいたします

藤澤係長

下水道課の藤澤でございます。

私の方からは、資料1「下水道受益者負担金・分担金統一に向けた移行方針について」説明をさせていただきます。

それでは資料の3ページをお開きください。制度統一にあたってというページでございます。

簡単に前回の振り返りをさせていただきたいと思いますが、前回までご審議をいただきまして、下水道の受益者負担金・分担金につきましては、単位算定ですね、公共樹一戸当たり、金額については30万円程度でいいだろうということで特に異論なく終わったと考えております。

しかしながら、統一で不利益を受ける地域があるというようなことからも、一定の期間を置いて段階的な統一がいいのではないかというようなご意見もいただいたところでございます。

それを踏まえて移行の仕方について、事務局で検討をして、次の審議会、つまり本日の審議会に回答を持ってきてもらいたいというような流れだったと思います。

移行の仕方につきまして検討をした結果を3ページに記載しております。いろいろご意見をいただいたところではございますが、こちらに記載しておりますとおり、下水道の受益者負担金・分担金の性質を考慮しますと、下水道の整備等による利益で、受益増加の対価であること、また原則1回限り生じるものであること。つまりは一時金的な性格であるというようなことからも、段階的な制度変更というのはやはりなじまないのではないかと考えました。

1回で統一をさせていただきたいと思うところですが、統一で不利益を受ける地域へ、そういったところへの配慮といたしまして、激変緩和措置として、一定の周知期間を設けるということで、そういった方法がよいだろうと考えたところでございます。

続きまして5ページをお開きください。5ページには制度統一に向けたスケジュール案ということで、日程案を作成しております。

縦軸につきましては、①の審議会から⑥の制度統一まで、主なイベントといいますか、処理工程事項となっております。

横軸が時間軸ということで、ヒトマスが3ヶ月の表になっております。現在が、令和5年5月ですので、令和5年3月と6月の間ということで、一番上の①審議会をしていただいているところでございます。

その後、あくまで仮のスケジュール案ですけれども、今回の審議会を経まして、答申を、令和5年6月頃にいただけた場合でございますが、②の条例案の作成に事務局の方で移ります。

そして③の議会は9月議会を目指して、条例を上程するというような形で案を作っております。

条例が議会で議決を9月議会で議決をいただけた場合、即時告示するということも可能ですが、④の周知期間を6ヶ月、設けて、この

案でいきますと、9月議会議決後に、10月から3月までの約6ヶ月間、しっかりと周知をして⑤の制度統一ということで、令和6年4月に施行するということでございます。

この④の周知期間におきまして、記載してありますとおり、しっかりと周知をいたしまして、理解をしていただくと。これが、先ほど申し上げた激変緩和措置というような形で考えております。

移行方針につきましては以上でございますが、7ページ、8ページをお開きいただきますと、こちらは参考ということで改めてまとめたものでございます。制度変更等で不利益を受ける地域に配慮というようなご意見もいただいたところでございますので、地域ごとの影響の有無についてまとめたものでございます。

一番左が勝田・大原と書いてあるところが地域で、事業等の欄はその地域で実施している下水道事業、現在という欄は現行の条例による受益者負担金分担金の額です。統一後という欄は、一基当たり30万円に統一をし、予定通りできた場合ということですべて一基当たり30万円でございますが、美作地域におきましては徴収猶予というのがございますのでそれについては従前の通り有効であるという方向ですので、徴収猶予は従前の通り書いております。

一番右の影響、カッコ増減の有無という欄が地域ごと、また事業ごとの増減の有無ということで影響があるかないかといったことでございます。

上から見ていきますと勝田・大原・東粟倉地域につきましては、公共枠一基あたりすでに30万円ということで、統一したことによる影響はございません。

美作地域におきましては、公共・特環・農集と事業により異なりますが、公共・特環エリアは、算定方法が地積算定から単位算定に変わることで、面積次第というところがありますが、高くなる場合もあるし安くなる場合もあるというような形でございます。

大井が丘地域につきましては、現行すでに30万円ですので、増減はございません。

旧農集と書いてあるのが、処理場の統廃合事業で、農業集落排水の処理場を廃止して公共下水道事業に流入させているような地域を旧農集と言いますが、この辺りは現行40万円でございますので、10万円安くなるというような形になっております。

美作地域の農集につきましても、先ほどの旧農集と同様に10万円減という形になっております。

統いて 8 ページが英田・作東地域について、記載をしております。
英田地域につきましては、現行が一基当たり 20 万円ですので、10
万円の増という形になります。

作東地域につきましては現行が生活世帯ですと、一戸あたりが 40
万円でございますので、こちらも 10 万円安くなるというような形に
なっております。

このように地域ごとに異なりますので影響のある地域に対しては、
しっかりと説明と、広報等をしていく必要があると考えております。

以上、受益者負担金・分担金の統一に向けた移行方針（案）につい
ての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

説明ありがとうございました。

ただいま事務局から受益者負担金分担金の統一に向けた移行方針に
ついて説明がございました。今の説明をお聞きになられて、何かご意
見があればぜひ出していただければと思います。

委員の方々いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

【意見なし】

それでは意見を取りまとめたいと思います。

前回までの会議でも、負担金分担金の統一ということに関しては、
意見、委員の皆様の意見は一致しておりますが、これまでの皆さん
の意見を踏まえると統一の必要性について、異議はないということでござ
いますが、周知期間を今回設けるという形で、審議会としての意見
が一致したと言う事でよろしいでしょうか。

【よろしいとの声】

会長

続きまして、答申（案）について委員皆様のご意見をいただきたい
と思いますので、資料の配布の方、お願ひいたします。

審議会として、最終的に市長に対する答申を書面で提出するとい
うことになっております。

前回までの内容を元に、今、配付されました答申の（案）とい
うことで、作成しておりますけれども、これに関して、私の方で一度、朗
読し、皆様と一緒に確認させていただければと思います。

【答申（案）を朗読】

以上でございます。

この答申（案）の内容についていかがでしょうか。

何かご意見があれば、ぜひ出していただければと思います。

████████、お願いいたします。

████████委員

はい、████████です。

この文章の中で「事務が煩雑になるから」というのはあまり好ましくないんじゃないのかと私は思いますが、どんなもんでしょうか。

████████会長

事務局の方からご意見はございますでしょうか。

中谷課長

████████委員からのご指摘がありました、「事務が煩雑になる」というような表現の仕方で誤解を招きやすい点につきましては、この 2 ページ目の事務負担が大きいことを考慮することというのと、事務負担が小さいことなども考慮するというようなところででしょうか。

████████委員が頷く】

わかりました。この表現といいますか、文章の修正の方に取りかかりたいと思います。今回は委員の皆様からこういったご意見がいただければと思っておりますので、事務が煩雑になるというような形に取られやすいのであれば修正をいたします。

████████会長

████████委員お願いします。

████████委員

失礼いたします、████████です。

まず、答申（案）の 1 ページ目の真ん中辺りのところです。

1、下水道受益者負担金及び分担金の統一についてというところのその次の文章ですが、「公共財の基準で算定する一基あたり 30 万円とする。」これ、何かちょっとわかりにくいというか、ここに「受益者負担金及び分担金は一基当たり 30 万円とする」といったような表記の方がわかりやすいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

████████会長

中谷課長 ご指摘の点はあるんではないかと思いますけど、事務局の方からご意見はございますでしょうか。

会長 [] 委員からもご指摘ありました内容につきましては、受益者負担金及び分担金といったことを付け加えたいと思います。

ありがとうございます。

その他ご意見の方ございますでしょうか。

【意見なし】

それでは、答申はですね、今の点を追加変更した形で完成ということでお進めたいというふうに思っておりますけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

【よろしいとの声】

以上で、受益者負担金・分担金の統一についての審議は終了といたします。

それではここで一旦、10分間の休憩ということにさせていただければと思います。正面の時計で2時5分までということでよろしいでしょうか。2時5分になりましたら水道料金について審議を再開したいと思いますので、よろしくお願ひします。

(2) 水道料金の統一について

会長 よろしいでしょうか。それでは議事の方を再開したいと思います。議事の2つ目であります水道事業、水道料金の統一についてということで、事務局の方からご説明のほどよろしくお願ひします。

中村補佐 失礼します、水道課中村です。

それではお配りしております、上水道区域及び簡易水道区域の水道料金統一に関する資料の説明をさせていただきます。それではまず2ページをお開きください。

2ページですが、前回、[] 副会長の方から質問がありました簡易水道事業の出資金の推移につきまして、前回の資料ですと現在借り入れしているものの数字だったのですが、年間更新予定額の金額を加味した場合の出資金推移を計算いたしまして、掲載をしております。

上段の前回資料の出資金の受け入れ額ですが、令和3年度が2億6220万円から、令和12年度で1億5222万7000円と推移をしておりました。これに年間更新予定額の償還予定額を加味したものが、下段の表でございます。令和3年度が2億6220万円から、令和12年度で2億1597万4千円の推移となっております。なお1億円程度借り入れをした場合、耐用年数の違いによりまして償還年数も異なってきますが、この1億円の更新の部分だけでいきますと毎年約700万ずつ返済が増加していくような格好になっております。

それでは、次に4ページをお開きください。

4ページですが、まず初めに段階的に水道料金を統一する場合において、県内市町村に類似の団体がないかの調査を行いましたが、条件ですが、片方に合わせるものでなく、新たに設定した料金に合わせるなど、というような事例はございましたが、今回のようにどちらかに統一するというようなものではなく、参考になるものはございませんでした。それと水道課の考え方としては、料金改定の回数を増やせば、1回当たりの負担増加額は少なくなりますが、逆に上水道使用者から見れば、その分、料金格差が長く続くことから、二段階での料金改定案を作成いたしました。

次に5ページをお開きください。

段階的統一案（その1）について説明をさせていただきます。（その1）の概要は、1回目で基本料金を統一し、2回目で超過料金を統一する案でございます。1回目で基本料金の税抜き960円を1140円に統一した場合の影響額を、特定の使用水量に応じ、どれくらいの影響があるのかを示したものになります。

基本料金の統一ですので、どの水量でも1回目は一律に税込みでいきますと198円の影響額でございます。これにより年間の収入額ですが、約770万円程度増加する見込みであります。

次に6ページをお開きください。

こちらが基本料金統一後、2回目に超過料金の税抜き135円を190円に統一した場合の影響額を示しております。基本使用料6立米までの方ですと2回目での影響はなく、10立米使用の方ですと税込みで242円、20立米使用の方ですと847円、30立米使用の方ですと、1,452円の影響額でございます。これにより2回目での年間の収益は約3270万円程度増加する見込みであります。

下段にそれぞれの改定時にお支払いいただく総支払額を、使用水量ごとに表示しております。6立米の方ですと現行の1,056円から

1,254円で198円の増加、20立米の方ですと3,135円から4,180円で、1,045円の増加になります。

以上が（その1）の案でございます。

次に7ページをお開きください。

（その2）の案でございます。

（その2）案の概要は、第1回目で、基本料金の統一と超過料金を変更し、2回目で残りの超過料金を統一する案でございます。1回目で基本料金の税抜き960円を1140円に統一し、超過料金の税抜き135円を、20円増額して、155円に変更した場合の影響額を、先ほどと同じように特定の使用水量に応じ、どれくらい影響があるか示したものでございます。

基本水量の方ですと税込198円、10立米使用の方ですと税込み286円、20立米の方ですと506円、30立米の方ですと726円の影響額でございます。

次に8ページをご覧ください。

（その2）案の1回の改定により年間の収入が、基本料金部分で約770万円、超過料金部分で約1190万円、合計で約1960万円増加する見込みでございます。

次に9ページをお開きください。

こちらが2回目に超過料金の、税抜き155円を190円に統一した場合の影響額を表示しています。基本使用料6立米の方ですと2回目での影響はなく、10立米の方ですと税込みで154円、20立米使用の方ですと539円、30立米使用の方ですと924円の影響額でございます。これにより2回目での年間収益が約2,080万円増加する見込みでございます。（その1）同様下段にそれぞれの改定時にお支払いいただく総支払額を使用水量ごとに表示しております。（その1）案と同様に6立米の方ですと1,056円から1,254円で198円の増加、20立米の方ですと、3,135円から4,180円で1045円の増加になります。

以上が（その2）案でございます。

水道課といたしましては、格差是正に向けた料金統一を段階的に行うにあたり、簡易水道地域の使用者に負担となる影響額について、1回目と2回目を比較して影響額の差が少ない、（その2）案が妥当ではないかと考えております。

次に10ページからは、参考資料として、前回同様の料金早見表と、11ページに下水道課と同様に、令和6年4月に1回の改定を行うスケジュール案をつけておりますので、今回答申がいただければ、令

和6年4月からの改定を行う予定にしておりますので、そのスケジュール案を表示しております。

以上簡単ではございますが水道課の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から、水道料金の統一案について説明がありました。段階的に料金を統一するということで、2案、提示があったわけなんですが、今のご説明をお聞きになってですね、何かご意見があれば、ぜひ出していただければと思います。

委員の方々いかがでしょうか、委員お願いいたします。

委員

段階的な2案ということで、来年の4月から第1回分という説明がありました。それから、1年置いてからか、2年置いてからの施行なのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

会長

じゃ、事務局、お願ひいたします。

菊池課長

失礼します。いつから始まるかということで、先ほどおっしゃったように、令和6年の4月から施行ということで考えております。

それで、1回目2回目ということもあるのですが、できるだけ早くしたいという思いもありながら、2年に跨るほうがいいのかなというようなことで、ちょっと調整をしていきたいと思います。

ここで何回、何年っていうのがなかなかちょっと決めかねるので、上層部とか議会とかとも相談しながら、ここでは2回ということで、統一していくということでご理解願えたらと思います。

委員

わかりました、はい。いろいろと難しい点が十分承知の上で言っております。

会長

他の委員からご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

委員お願いします。

委員

失礼します、です。

今の1回目改定、2回目改定、その期間がどれくらいかとかいうの

は、これからまだ上層部・議会と相談してということだったのですが、議会からも3名来てくださってるんですけども、この会議が開始始まってからもう半年以上経過しているんですけど、今までの中で、議会の中でこの料金の改定については、どの程度話が進んでいるのか。ということで、まず1点。

どちらに、議会にお聞きするのがいいのか、事務局なのかわかりませんけど、1回目2回目ということを決めるだけで、期間は全く決めないということであれば、どんな答申書になるのかちょっと想像がつかなかつたものですから、お尋ねしたいと思います。

当然議決の必要な案件ですので、審議会で出したものが全く議会で調整が取れてないようなものっていうのを出して、万が一、議会が通らないようなことではこの審議会が出た意味がないっていうところも心配するところなので、議会からも出席してくださっている中で、当然審議会で協議したものは、それに向けて進めいかなければならないことだと思っているので、その財政的なことも考えて、そのあたりが今まで議会とどの程度調整が進んでいるのか、そういうところを参考までに教えていただければありがたいです。

森元部長 この水道料金の改定について、一般質問等で度々質問がありました。当初の合併協においては、早期に統一するようにということで、合併協の審議会ではそのようになっておりましたが、度々、いろんな災害等、消費税の改定等がありまして、なかなか今まで改定ができなかつたということで、料金の改定について議会で度々、質問等は受けておりますが、その都度、こういった方針でやりますというような、回答は今のところ出来ていないのが現状でございます。

今回の審議会等を終えまして、できましたら今日、改正案を出しておりますけども、この2案の中で決定していただけたらと思います。改正の時期についてもまだ議会の方にはお諮りしておりません。
以上です。

会長 よろしいですか、ありがとうございます。
それでは、細かい改定の時期はまだ定めないまま答申案を作るという形ということですが、一応審議が終わりましたらこの後、答申案を下水と同じように皆様にお示しして、答申案についても審議していただこうと考えておりましたが、この答申案の中でも、1回目はいつ、2回目はいつ、というような答申の内容にはしておりません。

今回は1回目にどのくらい、2回目にどのくらいの金額を改定する
というようなことで決めていただけたらと思います。

委員 それでは、そのあと条例案を作られるときには当然期間とか経過措
置等々で、謳わなければいけないと思うんですけど、それは今後、執
行部・議会で調整して決めていかれるということですか。

【執行部で「はい」との回答の声あり】

委員 わかりました。それから続けて会長よろしいですか。
以前にお尋ねした時に水道についての再生計画か何か、その長期的
な計画がこの3月にはでき上がるということだったんですが、その中
で、今回の料金改定で収入が増える、そのあたりのものがどういった
形で反映されているかっていうような資料は全く出てきてはいないん
ですけども、そういったところはまだ反映されてないというふうに理
解すればよろしいですか。

菊池課長 はい。失礼します。
再編とか更新案については、その料金が上がったとか下がったと
か、いう問題は組み込まれていないです。今後どれぐらいお金が掛か
るかということだけを、やっております。概算にはなりますけど、料
金の改定については加味しておりません。

委員 それでは、前回だったかな、委員からも質問があった今回改定
によって、収入額上がったということところは、他会計からの繰入予
算、要するに一般会計からの繰入金を少なくする。それだけのことと
いうことになるんですかね。

菊池課長 料金収入についてはそういう形になりますけど、市内一円で同じ料
金で、格差是正というようなことで統一ができたというふうにも考
えております。

会長 委員いかがでしょうか、大丈夫ですか。
そのほかの委員からご意見ございますでしょうか。委員お願いし
ます。

委員

統一案その1とその2があるんですけれども、私は2案の方がいいんじゃないかなと思います。といいますのが水道料金で、水道メーターの検針に行くときに、「はよう来てくれ、基本料金で納めたいんで、1日か2日遅れたら超過するから」と言って怒られたことが何回かあります。

それで、一番思うのは基本料金が上がるか上がらんかということが非常に大きいんじゃないかなというような気がしますので、できるならば、二段階で上げるとして、2案で、基本料金は、そうということで超過料金の方を上げる方が私はいいんじゃないかなと思います。

以上です。

会長

ありがとうございます。

その他、ご意見、ご意見ございますでしょうか。

今、委員からご指摘のあった期間ということに関しては、なかなか事務的には、おそらく現段階できっちりと決めるということが困難なので、ということで理解をしているのですが、当然のことながら料金を統一していくっていうことに関しては、市民の方に対する公共性の担保という観点からもこういう形で進めざるを得ないのかなとうふうに思っておるところでございます。公平性をどういうふうにして維持していくか、それからもちろん当然公平性という観点からは、周知期間を経た上で出来るだけ早いタイミングで料金を統一するということが公平という観点では原則としてはあるのではないかというふうに思っているのですが、この辺りは事務の方に。

そういうような視点からこの2案で決をとりまして、期間に関しては、決めていっていただきたいということで、決をとりたいと思うのですけれども、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それではですね、事務局から提案がありました、段階的統一案の2つの案について、意見を取りまとめたいと思います。賛同の案に挙手をお願いいたします。

段階的統一案、1つ目の案ではですね、1回目で基本料金を統一し、2回目で超過料金を統一するという案ですが、これに賛同される委員の方は挙手をお願いします。

第1案の方に賛成される委員の方、挙手の方お願いします、はい。

第1案の方は最初で、基本料金だけ上げるという形です。

7名の委員から挙手がありました。

続いて段階的統一案、その2の方で1回目の基本料金統一と超過料

金20円増額と、2回目で超過料金を35円増額する、この統一案に賛同の方挙手をお願いします。

3名の委員から挙手がありました。

その1案が7名、その2案が3名の賛同をということになりましたので、賛同が多かったその1案に決定させていただき、答申書に盛り込みたいと思います、よろしいでしょうか。

【委員より拍手あり】

続きまして答申案について、委員皆様のご意見をいただきたいと思いますので、資料の配布の方お願いいたします。

下水道と同様に審議会として市長に対する答申を書面で提出することになっておりますので、議論した内容をもとに答申の案を作成しております。では一度読ませていただきますので内容を、委員の方々、ご確認いただければと思います。

【答申（案）を朗読】

委員の方々この答申案についてご意見があればお願いいたします。
どうぞ。

■委員

先ほど言ったわけですが、来年の4月になるのか、再来年の4月になるのか、今年の12月になるかわからんんですけど、そういう目途も、何年かの内とか、いうような方向で、この答申書の中で持っていないんですか。事務局関係としては何か抜けとるような。実施するということだけ決まったけど、いつするのかと。

1回目2回目と（料金改定が）あるのは決まっております。ただ、極端な話、1日空いたら1回と2回です。そういうことはありえないんですけど、そういうことを明記した方が、それを答申して、審議会として答申するわけですから、（その後）まだこれを上程して議会での審議が待ち受けておるわけですけど。

いつから上がるかわからんけど、上げることだけ決めた。それはおかしい感じがします、以上です。

■会長

ご意見、事務局の方からございますか、お願いします。

菊池課長

先ほど説明で、最初の始まりは令和6年の4月を目指すという案を説明させていただきました。

(2回目の料金改定を)1年のうちにしてしまうのか、2年かけてやる

のかということで、できれば意見をもらえたらという気持ちもあるので。始まりは6年4月ということを目指そうと考えております。

委員 率直に、2年内にしたいと。4月から（開始）と今さつき聞きましたけど、それを1年置いてするのか、また、もう1年置いてするか、大体の線でどういくのか、我々を納得させてくれ。それだったら、「あんたちは（料金を）上げただけの話をしに行つたんか」となる。そうじゃなしにいつからですよと、いつからなりますよと。

我々も責任がある。特に私とこの委員は責任があるんです。18年前から、以上です。

菊池課長 失礼します。わかりました。

令和6年の4月から1年間で、2段階で統一ということで、ここでは言わしてもらっときます。

会長 そうしますと、今の議論の中で「令和6年の4月に1段階目の第1回目と、それから1年内を目途にという形で第2段階目の超過料金の方を合わせていく」というような形でよろしいでしょうか。

委員よろしいですか。

委員 そういうご決断だったら、結構。

会長 他の委員からご意見ございますでしょうか、どうぞ委員。

委員 失礼します、です。

先ほど委員からもありました、「ここへ出てきて決めたのに上げることだけか」というのはやはりそう思いますし、文章の中にも、安定経営に向けて水道料金統一について審議した両事業の収支の影響を考慮してということであれば、やはりその数字というものは、とても大切になってくるので、いつ上がるかわからないけどということになれば、その収支がきっちり見えてこないということがありますので、やはり期間を定めたほうがいいと思います。

まして、平成17年3月31日合併して、合併後速やかに料金統一するという、合併協定の中、十分承知をしている1人でもありますので、統一しなければいけないということは十分理解はしております。こうやってせっかく大勢集まって協議した中で、いつどうなるかわか

らない、ただ上げるだけというのはいかがかと思いますので、今課長がおっしゃった形で、何かの形で期間を定めていただければありがたいと思います。ありがとうございます。

会長 事務局の方から何かございますか。

菊池課長 失礼します。答申案に関して、4月1日に1回目、半年後に2回目というふうに、明記させていただけたらと思います。

委員 いや、今、課長がさっき言ったのは、6年度内の4月にやって、半年したら9月（に上げる）。それをすると言わないで、令和7年に2回目ということで、だから6年度で基本料金が上がって、それから超過料金が7年度から始まるというふうに理解して、それだったらよろしいと言うたと思いますが。6年度中に基本料金を上げ、超過料金上げ、半年じゃ激変緩和になるのか、それ。

行政の仕方が変わったのかわからんけど激変緩和とはそういうような単純なもんではないと思うんだよな。そういう方針ならやむを得んですけど、はい。

会長 これは明記する上で、いつ上げるかっていうことっていうのは、多分ちょっと難しい面があって、誰にとって不利益があるかとか。それが本当に不利益なのかって議論し始めるとすごいもう切りがなくなってくると思いますので。

今ちょっと気にかけているのは、令和6年の4月に1回目、半年後に超過料金ということで、いわゆる事務的な体制としては、このスケジュール感で、問題はなさそうということなんでしょうか。

森元部長 今、委員が言われましたように、我々としては1年の中で、今課長より言いました基本料金は来年の4月に上げて、2回目を秋ぐらいに上げていくというような説明をしたつもりです。委員さんの聞き取り方の方が、令和6年4月に基本料金を上げて、1年後に超過料金を上げるという理解をされているということで、ちょっと今の言葉の中で誤解が出てきていると思いますので、その辺も1年という考え方も含めて、各委員さんの意見をお聞きしたいと思うのですが。

我々としては、事務的には半年後に上げるということでも、事務としては、不都合はないという考えであります。

会長

委員さんの意見をお伺いしたいと。

えっと、今の事務局からの説明を繰り返させていただきますと令和6年の4月に基本料金の方を上げるということで。議会が通つてから周知期間に入つて、令和6年4月に基本料金を上げて、その半年後、1年以内の中で超過料金の方を上げる、いうようなスケジュールプランだということ、対応としても問題はなさそうということです。

文章の中で目途等の言葉を使うかどうかっていうのは、事務局の方にお任せしますけれども、今のご意見について、委員の方からご意見ございますでしょうか。

委員お願いします。

委員

はい。この前の会議の時に、一遍に上げるのか、それとも何回かに分けてあげるのかということを私は言いました。

言いましたら、2回とか3回とかいう返事があったと思うんです。

それで、それほど再三に分けなくてもええと思うんですけども、半年で上げるならもうここで一気に上げた方が私はいいんじゃないかなと思いますし、その2回に分割するなら、1年後に上げた方が、私はいいんじゃないかなと思っております。

最初に来たときに、2回か3回か、もっと細かく分けてくれと言うのかと言われたから、いやそれはな、何回でもいいということを私が言ったと思うんですけども。でも半年で上げるんだったら、面倒でかなわん。また、住民の人に理解をしてもらうためにいろいろとしないといけんのんで、私は1年ぐらいがいいんじゃないかなと思いますけどな、はい。

会長

委員ありがとうございました。ちょっとなかなか根拠のない議論に、多分おそらく半年が長いのか、1年が十分なかつていうのを、意見として決めていくというのがなかなか難しい論点かなと思っているのですが。どういう形で答申案を作るかということです。

どうぞ委員。

委員

です。たびたびすいません。

結局1年かけてという意味の取り方なんだと思うのですけど、1年かけてというところで、■委員も■委員も当然1年後に2回目を上げるという理解をしていらっしゃったんだと思っています。当然、私も

1回目が令和6年4月1日で、その次1年後に2回目というふうに理解をしておったんですが、1年以内だったら別に6ヶ月でも7ヶ月でも1年以内だという、それだと6ヶ月以内に統一するという文言にしていかないと、だったら5年以内で6ヶ月後に上げても同じことですから、日本語のっていうか、言葉のあやなのかもしれませんけど。だから、1年間をかけてといふのであれば、6ヶ月ではなくてやっぱ1年かけてといふことが妥当ではないかと思いますんで、どうしてもその半年で上げる方が、ここにもある収支の影響を考慮してということでおっしゃるんであれば、半年後ということで、明記すべきだと思います。1年を掛けてといふのであれば半年ではなくて1年後の2回目かと理解します。

会長

ありがとうございます。今、収支の話が出ましたけれど当然のことながら、改定料金改定期間の短ければ短いほどマイナスのインパクトというのが市の方にはなくなるというのが基本的な考え方かと思うんですけども、事務局の方で、今のご意見聞いて、何かございますでしょうか。

菊池課長

すいません、言葉足らずで失礼しました。
1年を掛けてと言ったのですが、1年で統一ということであれば、令和6年4月が1回目、令和7年4月で統一というふうに変えていくかなというふうに考えております、失礼しました。

会長

そうしますと1年後に超過料金の方を上げていくというような形だと、当然財政的にはマイナスのインパクトが出てくるわけなんですが、そこは委員会の中でそういう意見になったということで、上げていくということで。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

委員

明確にしてください。来年4月に基本料金、7年4月に超過料金と、この1年間ですと。

この1年でいくんですか。1年以内というあやふやの言葉を使ってもわしら納得せんぞ。半年なら半年と明確にきちっとお互いに言わにゃいけん。「なんやらわからんけど決まった」になつたらおえん。

菊池課長

失礼しました。令和6年4月に基本料金を上げるということにさせていただいて、令和7年4月に、超過料金を統一するということで、

████████委員が言われた通りのことを言ったつもりなんで、申し訳ありません。

████会長

委員の方から他ご意見ございますでしょうか。

すいません、答申案については、何らかの形で委員の方に、今回の意見を含めて回覧する機会があるっていうふうに思ってよろしいでしょうか。

菊池課長

ここで時間を少しいただけましたらその間に修正しまして、修正案の方を提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

【水道課答申（案）修正】

高坂補佐

会長すいません。先ほどお配りしました下水の答申（案）のご指摘頂いた部分の修正ができましたので、今のタイミングで配らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【下水道課 答申（案）修正を配布】

████会長

赤字が修正点ということでよろしいでしょうか。

████委員████委員からご指摘のありました点、赤字のところで修正がされているということなのでご確認いただいて、少し時間としてはありますのでその間に何かご意見のある方は挙手していただければと思います。

████委員

会長よろしいですか、████です。

2枚目のところ、そして単位算定云々が消してあるんですけど、ここに「などを考慮する」と。「など」が残っているんですけど、考慮することは、合併後の公的な土地の価格の状況を見ると下水道の供用開始に伴う土地の買いと近い土地価格の明らかな上昇は見られなかっただけなんですね、考慮することは。そうすればこの「など」はいらないのではないかと思うんですが。下の段のところは、価格の変動とそれから他の地域で採用されていること、二つ出てくるので「など」があつてもいいと思うんですけど。上は考慮すべきことが1個だけなのでこの「など」はいらないのかなと思うんですけど、細かいことですいません。

中谷課長 修正いたします。

会長 今の方は訂正していただいて、あえて配布しなくてもいいんじやないかっていうことも出ましたけど、私もそう思いますので。修正して頂いて市長に答申すると、という形にさせてもらえればと思いますので。

中谷課長 ありがとうございます。議事録と一緒に修正した答申も添付しておきますのでまたご確認いただければと思います。

【ここで水道課 答申（案）の修正を配布】

会長 今、答申（案）の方が参りましたけれども先ほどに比べて、括弧内のところが、最終行の所ですね、括弧内のところが変更になっているということで、いつ、幾らという形で審議会の意見として出されましたと。いうことを明記して頂いているということになりますけれども、この点に関して、委員の方からご意見がございますでしょうか。

【会員から答申案に税が含まれているのかわからぬと指摘があり、事務局から「税抜き」を明記すると説明があった】

会長 他にご意見ございますでしょうか。
よろしいでしょうかじやあ今ご意見があつた通り、答申案について税抜きということを明記するという形で答申させていただきたいと思います。
以上で水道料金統一案についての審議は終了としたいところでございますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

【よろしいとの声あり】

(3) その他

会長 それではその他で、事務局から連絡事項等ございますでしょうか。

事務局 ありません。

会長

それでは審議の方は、終了ということにいたしたいと思います。

昨年8月より4度にわたり、協議を続けて参りました審議会ですが、本日の審議をもって終了という形をとらせていただきたいと思います。

なお完成した答申については、今回の修正点を確認いたしまして、後日、代表して市長の方に提出させていただきます。

皆様には何度もご足労いただき、さらに長時間にわたり様々なご意見をいただき、ありがとうございました。

(4) 閉会

事務局

会長ありがとうございました。

最後の閉会といたしまして、都市整備部部長、森元よりご挨拶を申し上げます。

森元部長

失礼いたします。

会長をはじめまして、委員の皆様には、昨年の8月22日の第1回審議会から4回にわたり水道料金及び下水道の負担金について、慎重に審議していただきまして誠にありがとうございました。本審議会の答申をもって今後、議会の方に改正案を上程する予定でございます。また新聞によりますと、6月から電気料金の値上げも決定したと報じられており、市民にとって負担増となるわけでありますが、水道事業も同じように費用が増えていくということで、市民の皆様には十分理解をしていただき、議会の承認が得られましたら、来春から、先ほど決定していただきましたように、段階的に改定していくきたいと考えております。

なお、今後の市民生活における影響や、上下水道事業の経営状況などを総合的に勘案する必要があると思いますので、今後も上下水道料金の適正化について、定期的にチェックして参りたいと思っておりますので、その節は改めまして、皆様にご審議のほど、いただきたいと思います。

長期間にわたりまして、誠にありがとうございました。